

立教大学寄附講座

第1回 総論：税理士制度&「税理士ってどんな仕事？」

平成28年9月26日（月）

学籍番号

氏名

1. 本日の講義の中でどのような点に興味を持ちましたか？

2. その点についてあなたの考え・感想を述べてください。

3. 質問・要望がありましたらどうぞ！



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

税理士 って？

一生の仕事を探すなら



驚きました。

税理士って、

こんな活動も

しているんですね。

税理士って、税の申告をお手伝いするだけでなく、

税の知識を活かして経営のサポートまでする、

中小企業のよきパートナーでもあるんです。

公平な税制のために国へ働きかけたり、

子供たちに税の仕組みを教えたり、

なかには成年後見人となる税理士も。

あらためて税理士の役割の大きさに驚きました。

私も税理士を頼りにしているひとりです。

ホラン千秋

税理士は、あなたの
頼れるパートナー

見えないところで私たちがいろんな形で サポートしてくれている税理士さんって、 とっても素敵なお仕事です！

—税理士とどのような接点がありますか？

社会人になってからは毎年お世話になっています。私が携わっている仕事上、確定申告は必ず行うことなので本当に助かっています。

経費の分類の仕方も分からなかったところから、帳簿の付け方、申告書類の記入の仕方まで、基本的なことをゼロから教えてくださったので有り難かったです。

まさに私にとって、辞書のような存在ですかね。いつも身近にあって、何か分からないことがあればすぐに答えてくれる。しかも、細かく丁寧な説明で。あると安心しますし、頼りになります。心強い味方です！

—税理士のイメージをお教えてください。

お世話になる前までは、40、50代の男性が四角い眼鏡をかけてネクタイをきっちり締めて真夏でもかっちりジャケットを着て…というイメージでした。きつとおカタい考えで、細かい性格の方が多いただろうなあ、なんて思っていましたね。申し訳ないです(笑)。実際にお会いすると、もちろん外見はイメージ通りの部分もありますが、内面は穏やかで、丁寧で、とても誠実な方でした。素朴な疑問にも優しく答えてくださいますし、時には冗談なんかも交えながらできる限りスムーズに確定申告が行えるようなサポートをしてくださいます。

また、今回複数の税理士さんにお会いしてわかったのですが、本当にいろんなタイプの税理士さんがいらっやるんですね。真面目そうな方や、はつらつとした方、中にはとても饒舌でユーモラスな方もいて。もちろんどんなタイプの税理士さんでも、お仕事の面ではキチッとされるのですが(笑)。若い方からベテランの方まで本当にさまざまで、自分にぴったり合う頼もしいパートナーが必ず見つかると思います。

—税理士を目指している方にメッセージをお願いします。

税理士さんって、見えないところで私たちがいろんな形でサポートしてくれています。個人をサポートする方もいれば、私たちの税の負担が公平になるように国に働きかけたり。直接お世話になっていなくても、実は繋がっているんです。また、税理士という資格は一度取得すると一生涯なくなることはないで、特に女性は結婚、産休を経てもいつでも自分のペースで仕事を始められるので、意外とフレキシブルなお仕事ですよ。たくさんの方に頼りにされて、しかも助けることができる税理士さんて、とっても素敵なお仕事です！私の大学時代の友人が一昨年税理士になるための試験に合格して、今は晴れて税理士として活躍しています。すごく真面目に、地道に税理士への道を歩んでいる姿を見て、こういった勤勉な人が税理士になるんだったら頼もしいなあと思っています。

みなさんも、頼もしい税理士を目指して頑張ってください！



税理士って？

税理士の仕事



税理士法に定められた3つの業務*が 税理士の仕事です。

*) 3つの税理士業務は、たとえ無料でも資格のない者が行うことはできません。こうした業務を無償独占業務といいます。

税務代理



納税者を代理して、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立会い、税務署長の更正・決定に不服がある場合の申立てなどを行います。

税務書類の 作成



納税者に代わって、確定申告書、相続税申告書、青色申告承認申請書、その他税務署などに提出する書類を作成します。

税務相談



納税者が税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき、相談に応じます。

コラム

クライアント の証言

青果卸業
A 社様



税理士と二人三脚で 地域社会に貢献しています。

当社は青果卸業として卸売り市場を運営し、商圏に住む100万人以上の市民と産地を結び、安全と品質にこだわった青果をお届けしています。

私たちが税理士にお願いしている業務は、税務申告における決算書類等の作成、年末

調整や所得税の相談、そして減価償却などの会計業務。さらに損失を伴うトラブルの対応や、不採算部門の業績改善の提言など。経営に深く関わる点までご指導いただいています。

腹を割って相談し、 確かな信頼関係を築いています。

私たちは税理士に対し、会社のすべての情報をつつみ隠さずお話ししています。それに対し、さまざまなアドバイスをいただくことで、確かな成長を続けることができました。以前、税金の過払いという問題が発生したのですが、税理士のチェックにより問題をご指摘いただき、少なからぬ金額の還付を得たこともあります。

私たちの業界は決済が3日程度と非常に早く、運転資金の管理はとてもシビア。ムダな出費を限りなくゼロに近づけ、正確な資金

繰りを実現することが信頼につながるのですが、その点においても税理士はとても重要な役割を果たしているのです。

中小企業にとって税理士とは、経営判断をする上で欠かせない経営チームの1人であり、ともに会社のブランドを作っているパートナーなのです。

ぜひ、税理士を目指して頑張ってください。

中小企業にとって税理士に対するニーズや期待はとても大きく、一緒に成長できる仕事だと考えています。税理士は中小企業を支え、日本の経済に貢献していく大きなやりがいを持った仕事です。資格取得は難関だとは聞いておりますが、生涯の仕事としてぜひ税理士を目指してみたいはいかがでしょうか。

税理士の仕事は、企業や個人の税務を税の専門家としてサポートすることです。

日本では、「申告納税制度」が採用されています。これは、納税者自身が所得・税金を計算し、納税する制度ですが、実際のところ、書類等の作成には高度な専門知識が必要で、中小企業や個人にはなかなか難しいのが現実です。

こうした多くの納税者をサポートすることによって、税理士は申告納税制度の推進に貢献しています。

税と会計の専門家として、 さまざまな業務に携わっています。

会 計 業 務

適正な税金の申告と事業の発展のため、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行などを行うことができます。

租税に関する訴訟に おける補佐人

租税に関する訴訟において、補佐人として弁護士とともに出廷し、陳述をすることができます。

その他

税と会計の専門家として、
多くの業務に携わっています。

- 中小企業の計算関係書類の正確さに対する信頼を高めるための「会計参与」。

- 税制および税務行政の改善に寄与するために、権限ある官公署ほか国等に対し「税制改正建議書」を提出。

- 都道府県や市町村における税金の使途をチェックする「外部監査人」。

- 政治資金規正法においては国会議員関係政治団体の政治資金監査を行う「登録政治資金監査人」。

経営コンサルタント

会計・財務、経営管理など財務数値を分析し、税理士の立場から事業計画立案をはじめとする経営コンサルタント業務を行います。

社 会 貢 献

無料の税務相談、裁判所の民事・家事の調停制度、成年後見制度、子供たちを中心とした租税教育への取り組みなど、税理士の知識や経験を活かし地域社会に貢献しています。

コラム

クライアント の証言

小売業
B 社様



念願だった自分のショップ。
喜びと同時に、実務の厳しさも。

私が現在のショップを始めたのは2011年のこと。それまで務めていた会社から独立する形で自分の店を立ち上げました。セレクトショップという業態は、独自の商品を仕入れるとともに、お客様が欲しがするような魅力ある商品を開発し、提案していく仕事です。当

初はこれらの業務に加え、接客や雑務、会計業務まですべて1人でこなそうとしていました。いま思うと無謀なチャレンジでしたね。

仕事は効率が大事、
税理士に頼んで本当によかった。

私はアパレル業界のバイヤー／店主としてはプロフェッショナルですが、会計や税務処理についてはまったくの素人でした。独立を機に、簿記なども自分で取り組んでみようと勉強したのですが、素人が一朝一夕に対応できる物ではありませんでした。困り果てていた時に会ったのが、現在お願いしている税理士。結局1期目から現在まで、当店の会計はすべてお願いしています。また、時には経営上のアドバイスもいただくこともあり、本当に頼りになる存在です。

もうひとつ重要なポイントとして、私のような素人が会計業務に時間を割くより、そこは

信頼できる専門家に任せ、私は私の仕事に集中した方がいいということ。1人で経営している店でもあるので、その方が遥かに効率的ですし、お互いにとってプラスになる。まさに、「餅は餅屋」です。

税理士も客商売、
コミュニケーション能力は重要です。

税理士と接して感じるのは、我々と同じ客商売だなということ。得意先の情報を引き出し、適切なアドバイスをするには、親密な関係を築くためのコミュニケーション能力が必要です。これから税理士を目指す皆さんは、税務のプロフェッショナルであることはもちろん、気さくに接することができる人柄や魅力を身につけてください。未来の税理士である皆さんに、大いに期待しています！

中小企業の成長発展をサポートすることで
経営者から感謝され、その上での社会貢献が可能。
地域の企業や行政、経済団体を支援することで、
地元地域社会において
リーダーシップを発揮できます。

税金がある限り
仕事はなくなりません。
さらに、これからは税金だけでなく
分析、計画、コンサル、M&Aと
仕事は広がっていきます。

帳簿は、経営の羅針盤。
帳簿が正しく作成されているか
チェックし、会社の進むべき道を
指し示すアイテムにすること。
そして、帳簿が語る事を経営者に
読み解き、会社の方向性の決定を
助けることです。

中小企業の経営に 大きく関わる仕事!

税務という仕事を通じて、
たくさんの人生・職業を
実体験できる。

学生のころの夢は
経営者になることでした。
今はあたかも顧問先の数だけ
会社を経営しているようです。

教えてください!

自分で開業できるので
時間が自由になりやすい。
特に子供のいる女性の方は、
他の職業よりも仕事と家庭の
両立がしやすいと思う。

家事・子育てや介護などを
抱えていても、自分のペースで
仕事をコントロールできる。

つまり、働きやすい!

仕事の幅や顧客の対象者が広く、
長く仕事が続けられること。
女性が結婚しても、
子育てしていても続けられること。

この国を支える中小企業の
経営発展に努めることに加え、
関与先の発展を通して国や
地域経済に貢献できること。

国の基盤を支え、 社会貢献ができる仕事です!

租税教室等で、
子供たちと接する機会があり、
未来に対しての自分の思いを
伝えていくことができる。

自分らしい
働き方が選べて、
収入も期待できる!

年間を通して
仕事の予定が計画でき、
努力に見合った収入が
安定して得られる。

ひとことで言うと、自由です。
会社員とは違い、自分の時間を自由に管理できる。
仕事した分だけ見返りがあるが、結果は全て自己責任。
もちろんプレッシャーはありますが、
今の生活に慣れてしまうと、もう会社員にはなれません。

独立開業すれば定年が無く
生涯現役で仕事ができる。
仕事のやり方も独立開業か
勤務かどちらの道もある。
自分の力が世の中で
通用するか試すことができる。

税理士の魅力。

現役税理士に
聞いた
仕事のホンネ。

いろいろな職種の
エキスパートである
会社の社長と話ができる。
税理士でなければ、
年がかなり上の社長と
気軽に話をすることはできない。

さまざまな業種の経営者と本音で話ができ、
悩みを共有することで、新たな考えや経験ができる。
そして、その経験が次の相談にも活かせる。
間接的ではあるものの、全くかけ離れた業種の
経営に携われ、社会の流れを感じることができる。

企業のトップと会い、
自分を高められる!

中小企業の経営者に、
大げさに言えば
家族の一員と思って
もらえることでしょうか。

信頼・地位・
名誉などを
得られる仕事!

クライアントから「先生」と
呼んでいただいていることです。
そう呼ばれるには先輩方の力が
あったからこそですが、
それに伴う責任も感じています。

お客様や金融機関から
絶大な信頼を
いただけるところ。

独立開業し自分らしく働く

自分の事務所を持ち、自分の流儀で働く。士業ならではの魅力ある勤務スタイル、独立。成功した時の収入の高さや、時間の使い方の自由度など多岐にわたる魅力を持つ反面、責任も自分で負うことになります。

Interview

神戸直紀 開業税理士

東京税理士会所属 平成25年登録

独立はすべてが自分の裁量であり、また、自分の責任です。

税理士になるからには独立、そう決意し開業を目指してきました。開業税理士の魅力は何と
いっても自分の裁量で物事を決められる点。税法の専門家としての自分の知識と能力、経験を
信じ、自分のジャッジで自由に活動したいという思いを強く持っていたのです。独立したのは平
成25年、税理士資格を取得してすぐに開業しました。自由に働ける自身の事務所とはいえ、
やはり関与先あってのこの仕事。勤務時間などはきわめて常識的ですよ(笑)。休日は基本的に
士・日ですが、関与先の都合によってフレキシブルに対応しています。独立開業というのは頑
張った分だけ収入に直結する働き方ですので、いわゆる「やらされている感」はまったく感じて
いません。その意味ではストレスもなく、非常に大きなやりがいを感じます。税理士は「寡黙で
コツコツと机に向かう仕事」という側面もありますが、それ以上に関与先とのコミュニケーションが求められるアクティブな仕事。想像以上に幅広く、やりがいもある仕事ですよ。

得意分野を見つけることで、若手にこそチャンスも。

税理士は税法の改正にあわせ、常に知識をアップデートしなければならない職業です。新しい
法律や仕組みに関しては、若手もベテランも横一線。新たに定められた分野なら、第一人者に
なれる可能性もあります。さらに我々の仕事もIT化が進み、クラウド会計への関心も高まってい
ます。また、中小企業も経営者の代替わりが進み、若手税理士へのニーズが増えています。
つまり、今は若手税理士に追い風が吹いている時代、ビジネスチャンスはたくさんあります。
ぜひ積極的に挑戦して、活躍してほしいと思います。

PLAY

事務所を継ぐという決意と働き方

家族が開業税理士で、その事業を継ぎたい。という理由で税理士を目指す人も少なくありません。先代の関与先を引き継ぎ、クライアントに変わらぬ安心を提供し続けるために、2代目税理士が心がけていることは…。

Interview

蓮見太郎 開業税理士の
所属税理士

東京税理士会所属 平成24年登録

2代目税理士として、父の信頼を継ぐ責任。

父が44年前に開業した世田谷の地で、2代目税理士として父とともに働いています。独立開業して
いる父の事務所所属なので、給与所得者ではありますが、勤務形態は独立の先生方にきわめ
て近いのではないのでしょうか。カレンダー通りのスケジュールで出勤していますが、仕事のスケ
ジュール管理は自分の裁量でやらせてもらっています。関与先で野球大会があれば、駆けつけ
ちゃいますし(笑)。逆に予定がない時は、休日であっても仕事をすることも多いです。職住近接の
弊害でしょうかね。2代目として思うのは、父が長い時間をかけて開拓し、信頼を勝ち得てきた関
与先の皆さんに、父以上の満足や安心を提供しなければという責任。そして将来、父が引退した
後も、この事務所を成長させていくぞという目標。そのために、常に丁寧でわかりやすい仕事を心
がけています。

若さを武器に、自分ならではのサービスを。

当所の関与先は、父とともに成長してきた経営者が多く、高齢化が進んでいます。皆さんの不安や
心配をできるだけ早く解決するためにも、とにかくフットワーク軽くスピーディーな対応を心がけ
ています。また、毎年の税法改正への迅速な対応という面においても、若い私の方が積極的に学
び対応するようにしています。父が築いてきた実績や信頼に加え、自分だからこそできるサービス
を提供することで、関与先の信頼を勝ち得てスムーズに引き継ぎを行っていくこと。これが当面の
目標でしょうか。現在の関与先を大切にしながら、少しずつ新規のお客様も増やしていければと
頑張っています。座って待っていても仕事をいただけるわけではありませんからね。

税理士法人で大きな案件に取り組む

組織力を用いて、高度な会計・税務サービスを顧客に提供する税理士法人は、税理士としてのスキルアップには理想的。専門分野に特化した事務所も存在するので、将来のビジョンが明確な人は検討する価値がある職場です。



Interview

野口博本 税理士法人の
所属税理士
東京税理士会所属 平成24年登録

スキルアップを目指して、勤務税理士という選択。

税理士というと、独立開業のイメージを持つ方も多くいるかも知れません。しかし私は税理士法人という組織で働くことを選びました。そのメリットは何と言っても「自身のスキルアップ」です。私は民間企業に就職した後、資格を取得し、30歳で税理士になりました。つまり新卒で税理士になった人とは8年の開きがあるわけです。この経験の差をより早く埋めるために、先輩税理士の意見やアドバイスが聞ける現在の職場を選びました。実際、税法解釈の問題から具体的な対応まで、さまざまなノウハウを学ぶことができます。また、この環境のおかげで困難な課題も恐れずチャレンジでき、税理士としての前進を日々実感しています。さらにもう1つの魅力としては、「大きな案件に関われる」という点。私の勤務先の場合、組織再編の案件なども積極的に受注しています。事務所の税理士がタッグを組んで大きな案件に挑めるのは、組織ならではの魅力です。

法人という後ろ盾があるから、集中して業務に取り組めます。

税理士といえども組織に属している以上、勤務体制は普通のサラリーマンと同じです。週末や祝日はセミナーや税務相談会などの依頼を受けることも多く、自分の勉強もしたいので、時間はいくらあっても足りませんね。気になる給与面は、やはり開業して頑張っている税理士にはおよびません。しかし所属税理士は安定している上、社会保険等も完備されており、業務だけに集中できる点が魅力です。独立しないの？と聞かれることも多いですが、私は現在の働き方が大いに気に入っています。

ING FIELD

独立開業か所属税理士か。都会か、地元か。税理士は税のスペシャリストであるがゆえに、幅広い働き方が選べます。ビジネスフィールドは、まさに自分次第。ここでは4人の若手税理士に、現在の職場を選んだ理由を語ってもらいました。

Uターンで地元貢献する

士業である税理士は、全国どこでも働くことができます。そのため、出身地で働きたい方や、地域の発展に貢献したい方など、さまざまなワークスタイルが選択可能。地方にあっても、高度なスキルが求められるのは同じです。



Interview

渡邊久嗣 開業税理士
千葉県税理士会所属 平成21年登録

Uターンし地元で開業、必要なものは営業力。

私は東京の税理士事務所で経験を積んだ後、地元へ帰って独立開業しました。いわゆるUターンです。妻も税理士で、二人三脚で事務所を運営しています。実家を事務所にしてるので家賃はゼロ、しかも母の随付付きで仕事に集中できる。という恵まれた環境(笑)。目下の悩みは仕事とプライベートの切れ目がなくなることでしょうか。独立開業の魅力は、自らの考えと経験に基づき、自分でジャッジができること。また、自分が経営者になったことで、勤務時代以上に社長さんの立場に沿ったアドバイスができるようになったと感じています。UターンやIターンで税理士を目指す方へのアドバイスとしては、特に営業力を鍛えなさいということです。その中でも大切なのは、分かりやすく説明すること、お客様の状況に応じた提案ができることです。当所の場合、私がどんどん外に出て行き、関与先とコミュニケーションを深めつつ、新規の関与先の開拓をする。そして税務書類作成等の業務は妻とともに形をとっています。

地方都市ならではの魅力ややりがいも感じています。

地元で開業して気がついたことは、私と同世代の人たちが経営者になっているということ。同級生だった知人が代替わりして経営者になり今やお客様、なんてことも。それだけに、相談内容も税務や会計だけでなく、会社の経営方針や時には家庭の悩みにまでおよぶこともあり、地域に根付いた企業と税理士に対する期待の大きさとさまざまなニーズを日々感じています。結果として地域の社会とともに未来を目指し、ベストな打開策を考え、互いの事業の成長を喜ぶ。結果として地域の社会や経済に貢献していく。そんな喜びがあるのはUターンでの開業ならではの醍醐味だと思いますよ。



税理士の一週間

関与先訪問

税理士は関与先との契約に基づき、定期的に関与先企業を訪問しさまざまなサービスを提供しています。その内容は税務関連にとどまらず、会社の経営方針の相談や、時にはプライベートな悩みにまでおよぶ場合もあります。税理士はまさに、中小企業のホームドクターなのです。

〈訪問時に行う業務の例〉

経理処理のチェックおよびご提案／試算表の数字についてのご説明／決算・節税対策／各種税務申告書の作成 ほか

資料作成

関与先の資料作成は税理士の代表的な仕事のひとつです。税務官公署に提出する申告書等を、税理士自らの知識と経験に基づき、公正かつ適正な書類を作成します。

〈作成する書類の例〉

決算書／確定申告書／償却資産税申告書 ほか

租税教室講師

税理士法に基づく社会貢献の一貫として、次代を担う児童・生徒などに向けた租税教育を実施しています。これは税務の専門家の立場から租税の意義や税理士の役割を伝えることが目的で、全国のさまざまな学校や施設で行われています。

Weekly Schedule

主婦と兼業の税理士 Aさん
(30代／開業税理士)

独立開業しているので、仕事の量やペース配分を自分で決めています。仕事と子育てや家事をうまく両立できる点が税理士の魅力です。

	MON	TUE	WED	THU	FRI
9:00	出勤 研修	出勤 帳票類のチェック 顧客B社訪問 月次監査	出勤 月次監査 研修 帳票類のチェック	出勤 顧客D社訪問 税務署と電話	出勤 DVD研修会 授業参観 メール対応
12:00	顧客A社来所相談 帳票類のチェック 顧客へのお手紙	月次監査 顧客C社訪問	帳票類のチェック 顧客へのお手紙	顧客E社決算検討 帳票類のチェック 顧客へのお手紙	顧客F社訪問 月次監査 帳票類のチェック 顧客へのお手紙
17:00	帰宅 保育園お迎え	帰宅 保育園お迎え	帰宅 保育園お迎え	帰宅 保育園お迎え PTA役員会	帰宅 保育園お迎え

税理士の仕事って、ひたすら伝票や帳簿に向き合っているって本当？

いえ、決してそんなことはありません。

関与先への訪問や、租税教室の講師など、帳票類の作成以外にもさまざまな仕事が。

税理士のリアルな業務の詳細を、1週間のスケジュールを交えながら紹介します。



税理士会研修

毎年変わっていく税法に対処し、適正な税務処理を行うため、税理士は税法の研究や各種研修会などに参加し、日々研鑽に励んでいます。このようなスキルアップを目的とした研修会等が多数開催されており、多くの税理士が情報交換を行うとともに親睦を深めています。

税理士会研修

B社来所

立ち会い

税務署等による実地調査として、税務調査が行われる場合があります。この場合、納税者の主張と権利を守るために、独立公正な立場で税理士が税務調査に立ち会います。事実確認での主張の食い違いの説明や、調査後の交渉などを関与先の立場に立って対応いたします。

関与先来所

税に関してさまざまな不安や悩みを持つ方々が気楽に相談できるよう、事務所での業務も行います。税理士の業務はコミュニケーションが第一、依頼者の課題を正しく理解し、ベストな方策を提案し、笑顔で帰っていただいています。

Weekly Schedule

所長税理士 Bさん
(40代／税理士法人を経営する
税理士)

若手の税理士に事務所を手伝ってもらいながら、独立開業しています。自分の得意分野(医療)を中心に扱い、病院経営のスペシャリストを目指しています。

	MON	TUE	WED	THU	FRI
7:30	出勤 顧客A社訪問 帳票類のチェック	お客様とゴルフ	出勤 顧客C社訪問	顧客D社訪問 顧客E社訪問	出勤 税理士会 会議
12:00	顧客B社訪問 トレーニングジム		帰宅 社員自宅招待	ロータリークラブ例会 帳票類のチェック 顧客F社訪問	顧客F社訪問
18:00	帰宅	帰宅		帰宅	顧客G社訪問 帰宅

税理士への道

税理士試験の 受験資格

税理士試験は、資格、学歴、職歴などの各分野別に受験資格が定められています。
いずれか一つの要件を満たせば、
試験にチャレンジすることができます。

資格▶▶

- 日商簿記1級合格者
- 全経簿記検定上級合格者
- 会計士補
- 会計士補となる資格を有する者

学歴▶▶

- 大学3年次以上で法律学か経済学を1科目以上履修し、62単位以上を取得した者。
- 大学・短大・高等専門学校卒業者で一般教養科目を含めて、法律学か経済学を1科目以上履修した者。
- 修業年数2年以上、総授業時間数が1,700時間以上の専修学校で、法律学か経済学を1科目以上履修した者。

職歴▶▶

- 税理士事務所で2年以上勤務した者。
- 銀行・信託会社・保険会社等で資金の貸付・運用に関する事務に2年以上従事した者。
- 税理士・弁護士・公認会計士等の業務の補助事務に2年以上従事した者。

税理士試験の 試験科目

例年、年1回、8月に税理士試験が行われます。
試験は右記11科目の中から、必修2科目・選択必修1科目または2科目・選択2科目または1科目の合計5科目以上を受験します。
ただし一度にすべての科目に合格する必要はなく、数年に渡って計画的なチャレンジが可能です。
(合格点は各科目60%以上)

私が税理士合格を勝ち取るまで～税理士試験合格体験レポート～

誕生年・性別：1982年・女性
学歴：大学卒
受験回数：5回
現在の勤務：所属税理士

Q.受験した時の身分は？

税理士事務所で働きながらの挑戦でした。職場の諸先輩からはとてもあたたかく見守っていただき、勉強に集中できたと思います。

Q.勉強で工夫したことはありますか？

勉強は集中力を維持するために、ルールを決めて取り組みました。私の場合午前は計算、午後は理論と決め、そのスケジュールに沿って勉強しました。また、専門学校で志を同じくする友人たちと問題を出し合ったりし、ともに学んだことも有益でした。

Q.税理士試験に挑戦する人に一言

根気が大事だと思います。じっくり取り組み、必ず報われます。

誕生年・性別：1981年・男性
学歴：大学院卒
受験回数：8回
現在の勤務：開業税理士

Q.受験した時の身分は？

大学、大学院、税理士事務所で働きながら8年かけて挑戦しました。大学院の免除制度を利用しましたが、勤務時代は忙しすぎて勉強時間を確保するのに苦労しました。

税理士は非常に魅力的な仕事ですが、税を扱うという責任の重さの分だけ資格試験は難関です。しかし、1度合格した科目は生涯有効となる科目合格制を採用しているため、計画的な受験が可能。しっかりと計画を立てて、じっくり取り組めば、必ず資格を手にすることができるでしょう。

登録まで 実務を経験

税理士として登録するには、2年以上の租税または会計に関する実務経験が必要です。そのため多くの合格者が、税理士事務所などに勤務し経験を積んでいます。

【租税に関する事務】

- 税務官公署における事務
- 官公署および会社等における税務に関する事務 等

【会計に関する事務】

- 貸借対照表勘定および損益勘定を設けて経理する会計に関する事務 等

※実務の期間は試験合格または試験免除決定の前でも後でもかまいません。

※実務経験に該当するか否かは、登録申請書および在職証明書等が提出された後、税理士会の調査（面接等）の段階で個別に判断されます。

実務の内容

必須科目

※2科目とも合格が必須です。

- 簿記論
- 財務諸表論

選択必修科目

※1科目または2科目の合格が必須です。

- 法人税法
- 所得税法

選択科目

※2科目または1科目の合格が必須です。

- 消費税法
または酒税法
- 住民税
または事業税
- 相続税法
- 固定資産税
- 国税徴収法

興味のある科目を選んで受験

税理士登録!!

Q.勉強で工夫したことはありますか？

勤務していた時は「実務をしっかりと憶える」という目標もあったので、勉強との両立は大変でした。私の場合、特に暗記が厄介でしたが、ひたすら憶える努力をしました。くじけそうになった時は、成功している税理士を見て励みにしていました（笑）。

Q.税理士試験に挑戦する人に一言

近道はありません。毎日少しずつでも勉強を積み重ねて行くことに尽きると思います。

誕生年・性別：1980年・男性

学歴：大学卒

受験回数：4回

現在の勤務：所属税理士

Q.受験した時の身分は？

一般企業に勤めた後に退職。最初の2年はアルバイトをしながら、もう2年は税理士事務所に勤務しながらの受験でした。既婚だったので、後には退けず必死でした。

Q.勉強で工夫したことはありますか？

私は通っていた専門学校のテキストのみで受験勉強を行いました。同じ問題集や理論集の積み重ねが合格につながりますので、特別な対策や工夫は不要だと思います。合格後も勉強は続きますので、受験勉強は確実に乗り越えてください。

Q.税理士試験に挑戦する人に一言

家族の支えがないと、合格は難しいと思います。理解してもらうための努力も大切です。

「税理士のいま、そして未来」

いま、税理士にはどんな未来が待っているのか。
そのリアルに、日本税理士会連合会会長と2人の若手税理士が鼎談で迫ります。

成長し続けるために、若手税理士に必要なこと。

神津 今日はお忙しい中ようこそ、日本税理士会連合会会長の神津です。日本の税理士制度というのはおよそ70年もの歴史を持つ非常に成熟した仕組みで、我々の先輩たちの努力のおかげで社会的にも信頼を勝ち得ています。しかし制度というのは常にアップデートされるもので、新しい時代に対応するための若い力が必要です。ここはぜひ、これから税理士を担う若いお2人に、未来への展望やこの職業の魅力などを大いに語っていただきたいと思っています。

神戸 お会いできて光栄です、開業税理士の神戸です。まずは神津会長にお訊ねしたいのですが、税理士業界の今と昔で変わった所や変わらない所などお聞かせいただけますか？

神津 変化した所としては、仕事のフィールドが非常に広がっている点。マイナンバー制度導入への対応や、成年後見制度の担い手としての対応、そして中小企業において税務・会計にとどまらず、経営コンサルタント業務まで携わるようになってきた点です。また、女性税理士の進出というのも大きなポイント。女性税理士はどんどん増えていて、多くの先生が関与先の信頼を勝ち得て活躍しています。しかし税理士業界全体で見ると、女性はまだ2割弱程度。もっともっと、多くの女性に挑戦してほしいですね。

神戸 私は独立開業し、自分の事務所の所長として業務に取り組んでいます。資格を取って開業こそできましたが、それはゴールではなくむしろスタート。経営リスクも見逃せない問題です。若手を増やさなければならぬとおっしゃっていましたが、若手税理士をサポートするための取り組みというのは行われているのでしょうか？

神津 もちろん研修などのサポートは税理士会で行っていますので、積極的に出席して欲しいですね。しかし、最も重要なのは今の関与先を大切に、丁寧な仕事を続けることで関与先を増やして行くこと。それが成長の近道です。真摯に業務に取り組めば、自ずと結果はついてきます。

森居 初めまして、所属税理士の森居です。私の勤務する事務所では、オールマイティにさまざまな案件に取り組むことができます。それは大きなメリットだと考えるのですが、成長という意味では、例えば専門分野であるとか、そういったものは必要なのでしょうか？

神津 世の中の変化とともに、我々に求められている課題もどんどん変わっています。さまざまな案件にオールマイティに対応できる能力は前提として必要。さらにこれからはストック（資産）の時代になると言われていますが、資産税に対して強くなること。それと企業の合併や再編にも強くなることですね。時流を捉え、ニーズの高い分野を専門にして行くことがポイントではないでしょうか。

森居 かつて税理士は記帳代行が仕事のメインでしたが、IT化に伴い関与先でも自計化が進んでいます。この流れは今後もますます加速すると考えています。その中で、私たち税理士が関与先の情報を把握し、経営状態全体を見渡すには、どのような対応が必要とお考えですか？

神津 基本的なことではありますが、関与先から提出された情報を鵜呑みにせず、すべての伝票をしっかりとチェックすることが第一です。税理士の仕事というのは、どれだけキャリアがあろうとなかろうと、基礎的なことの積み重ねです。その努力が結果として関与先を理解し、信頼を得られることにつながると考えてください。

それぞれの目指す、税理士のあり方へ。

神津 私から質問なのですが、お2人はどのような税理士になりたいとお考えでしょう？

神戸 私は個人でやっていますから、闇雲に手を広げ過

ともと先頭に立って旗を振るより、サポートの方が向いていると思っていたので、今後も所属税理士としてスキルアップを目指したいと考えています。

神津 そもそも税理士というのは、関与先の税務・会計業務をサポートすることが仕事。その意味においては開業も所属も仕事に対する満足度は同じ。ぜひご自分の信念を貫き、頑張ってください。

税理士は、人と国の幸せに直結する仕事。

神津 最後になりますが私から、税理士を目指す若者にメッセージを送りたいと思います。人がその人生において、どんな職業を選ぶかというのは非常に重要な問題です。税理士になるのも、税理士としてやって行くのも、決して平坦な道ではありません。しかし、税理士という仕事は人を支え、税を通じて国家の経済的な基盤を支える。さらに、日本の税制をより良くしていくために、どう改善していったらいいのか



ぎず、地に足の着いた経営をして行きたいです。また今後のテーマとしては、他の士業の先生方とも連携し、さまざまなお客様の悩みにワンストップで応えられるようになって行きたいですね。

神津 この仕事は、他の士業の先生とのつながりがとても大切です。税理士仲間はもちろん、弁護士や公認会計士など協力関係にあるさまざまなプロフェッショナルとの良好な関係が良い仕事を連鎖し、結果として健全な社会を作っていくのだと思います。

森居 税理士だった祖父を見て育った私は、定年もなく生涯続けられるこの仕事に魅力を感じていました。現在は所属税理士として、さまざまな案件に関わりながら知見を深めるとともに、先輩税理士のサポートなどを行っています。も

という所にまで関われる。つまり人、企業、国家のすべてに関われ感謝される、大きなやりがいを持つ職業だと思ってます。また、私が過去に関わった案件で、相続トラブルでバラバラになりかけた兄弟が相続税の問題を解決した結果、兄弟の関係も修復でき本題以外のところで大いに感謝されたということもありました。税理士は人の幸せに寄与できるやりがいのある仕事であることをどうか理解してください。そして最後になりますが、神戸先生、森居先生には、税理士になってくれて本当にありがとうと言いたい。すべての案件に対しコンプライアンスを遵守し丁寧に関わって行けば、自ずと未来は開かれます。ぜひ頑張ってください。

神戸・森居 本日は貴重なお話、どうもありがとうございました。



日本税理士会連合会会長
神津 信一



開業税理士
神戸 直紀



法人所属税理士
森居 亜実

FAQ

税理士試験に挑む人のための

Q 税理士試験の勉強はいつからスタートするべきですか？

税理士試験は5科目で、それぞれかなりの難関です。必要な単位を履修^{*}していれば、大学3年以上で受験することができますので、そのタイミングをターゲットに試験勉強を始めることをおすすめします。

※p.11参照

Q 理系出身ですが、受験することはできますか？

税理士試験の受験資格に、出身学部による制限はありません。大学3年次以上で法律学または経済学に属する科目（一般教養を含む）を1科目以上履修し、62単位以上を取得していれば受験資格が得られます。もし履修していない場合でも、日商簿記検定1級などに合格することで、受験資格を得ることができます。

Q 受験手数料はいくらですか？

受験手数料は、受験申込科目数に応じ、下記の通りとなっています。税理士試験受験願書の所定の箇所に受験申込科目数および受験手数料を記入の上、受験手数料に相当する収入印紙を消印をしないで貼ってください。現金、郵便切手、証紙等では受け付けられませんので注意してください。

受験申込科目数	1科目	2科目	3科目	4科目	5科目
受験手数料	3,500円	4,500円	5,500円	6,500円	7,500円

Q 試験の日程を教えてください。

毎年のカレンダーにより異なりますが、概ね下記のスケジュールにて試験が行われます。

- 申込用紙交付・・・4月中旬～5月中旬
- 申込受付・・・・・・5月中旬
- 本試験・・・・・・8月の3日間、1日3科目ずつ実施
- 合格発表・・・・・・12月中旬

Q 仕事と試験勉強を両立できるか不安です。

税理士試験は1科目ずつ合格すればいい“科目合格制”ですので、仕事との両立を目指しやすい試験です。多くの税理士が、社会人として勤務しながら合格を勝ち取っています。決して容易な試験ではありませんが、あきらめずに頑張ってください。

Q 受験案内や願書は、いつ、どこでもらえますか？

税理士試験の受験案内および受験願書は、4月中旬から5月中旬の間（期間は年によって異なります）全国の国税局および沖縄国税事務所で交付します。なお、受験案内および受験願書の交付は一人一部に限られていますのでご注意ください。詳しくは、下記URLをご参照ください。

➔ <https://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/qa/qa02.htm>

Q 出題のポイントについて教えてください。

税理士試験後に、毎年全科目の出題ポイントが国税庁ホームページにて公開されています。過去の年ごとの出題の傾向が記載されていますので、ぜひご覧いただき参考にしてください。詳しくは、下記URLをご参照ください。

➔ <https://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm>

Q 合格基準や合格率ってどれくらい？

合格基準点は各科目とも満点の60％です。また合格率は以下の通りです。

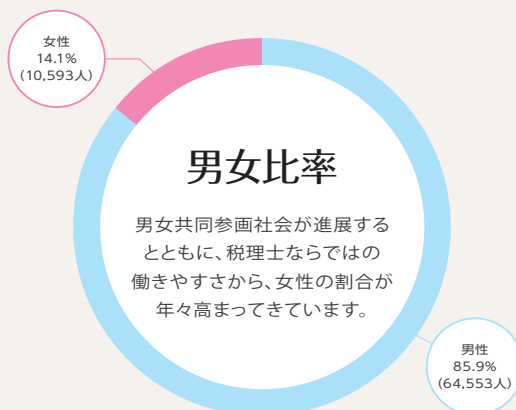
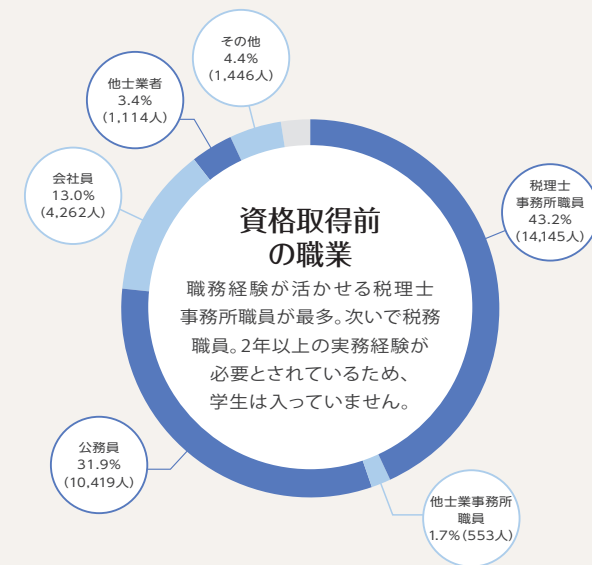
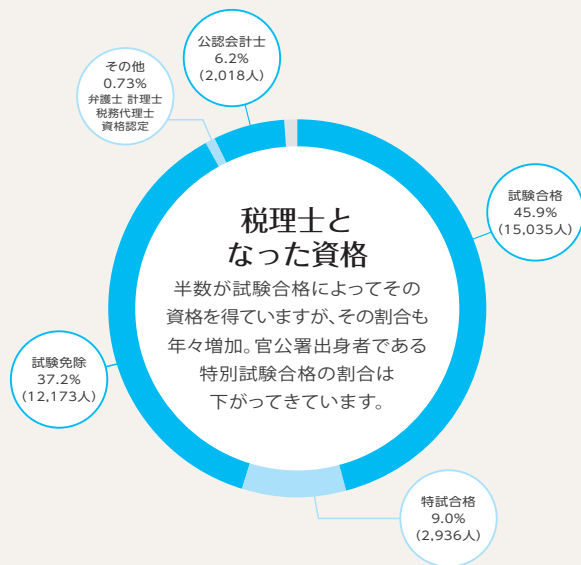
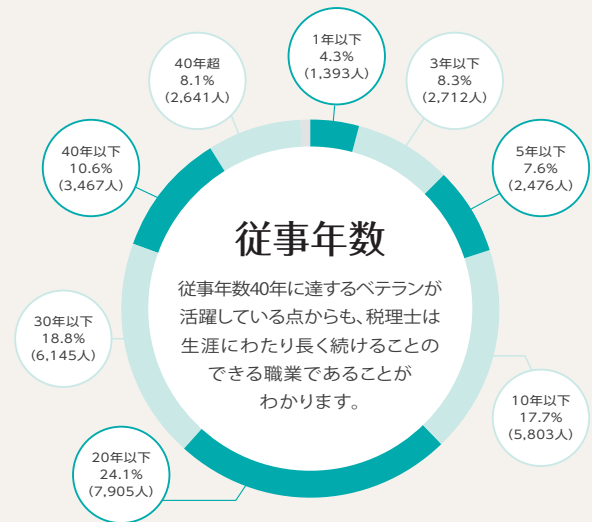
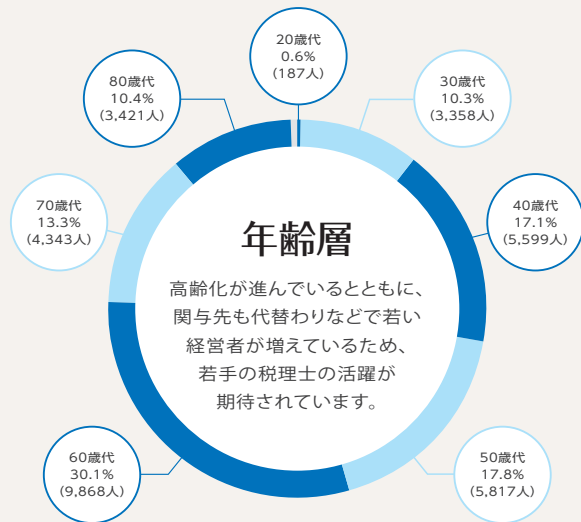
	受験者数	合格者数	27年度 合格率	26年度 合格率
簿記論	15,783人	2,965人	18.8%	13.2%
財務諸表論	12,202人	1,906人	15.6%	18.4%
所得税法	2,005人	265人	13.2%	13.2%
法人税法	6,079人	673人	11.1%	12.4%
相続税法	3,895人	521人	13.4%	12.9%
消費税法	9,249人	1,215人	13.1%	10.3%
酒税法	756人	90人	11.9%	13.0%
国税徴収法	1,496人	212人	14.2%	13.2%
住民税	626人	60人	9.6%	8.7%
事業税	638人	87人	13.6%	13.5%
固定資産税	934人	138人	14.8%	14.8%
合計	53,663人	8,132人	15.2%	13.8%

※国税庁ホームページ／平成27年度（第65回）税理士試験結果より

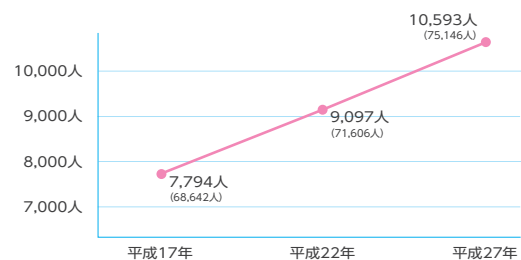
データで見る税理士のリアル。

現役で活躍する税理士のリアルを、データからひも解きました。
現実を知ること、より具体的なビジョンを描いてください。

※日本税理士会連合会実施の第6回税理士実態調査の結果による。(平成26年1月1日現在 32,747人対象)



女性税理士の登録数推移



※日本税理士会連合会 税理士登録者より。()内は税理士登録者総数。



税理士の大学出身学部は、一般的には経済、経営、法律学部などですが、私の周りには理工系学部、音楽・美術大学出身者もいます。また、高校や専門学校で簿記・会計を学び、資格を取得した人、一旦社会人になり再チャレンジで税理士を選択した人。それぞれが特徴、個性を活かしたい仕事をしています。

会社に一旦就職したがなんとなく達成感が得られない、一念発起して税理士にチャレンジした人は、顧問先へのアドバイスに説得力があります。それ程税理士の仕事内容は充実して、やりがいがあり面白いのです。

大手税理士法人に勤務して組織再編、合併、連結納税、海外税務などで力を発揮する。また、独立して顧問先のニーズに応えるなど働き方も幅広く、生涯にわたり現役で社会に貢献できます。税理士会は若い貴方の参入を待っています。

日本税理士会連合会

会長 神津 信一

全国15税理士会からのトップメッセージ

東京税理士会

会長 神津 信一

東京税理士会には、2万人を超える税理士が登録しており、日々忙しく活躍をしています。マイナンバー関連業務や資産税など業務の範囲が拡大し、税理士へのニーズが高く、納税者から寄せられる期待も膨らんでいます。税理士は、自分と顧問先の両方が成長することを実感できます。一番のやりがいは感謝の言葉を受けるときです。

東京地方税理士会

会長 小島 忠男

税理士は主に個人や中小企業の税金に関わるサポートをする仕事です。日本国民・企業には、さまざまな税金の納税義務があり、これらの税金が適正・円滑に納税されるようサポートするのが税理士です。また、税理士にとって企業経営のサポートも大事な仕事です。税金のプロフェッショナルである税理士としての活躍を期待します。

千葉県税理士会

会長 高田 住男

誰もが税金を払っています。しかし、税金って、税のことを知らないで損をするようにできています。税金のことを知らないで余分な税金を支払ったり、税のことで困っている方が多くいることを知っていますか？君たちの一生の仕事として、税理士になって、事業を営んでいたり、会社を経営している人たちを助けませんか？

関東信越税理士会

会長 小林 健彦

税理士は、国民・納税者の皆様のサポーターとしての業務を遂行し、また“税”を通じて国家・社会に貢献させていただいております。申告納税制度の下、皆様には“家計の管理”から申告・納税へと自主性をお持ちいただき、そして税の使われ方にも関心をお寄せいただきたいと思います。

近畿税理士会

会長 浅田 恒博

税理士の仕事は、憲法に規定された国民の納税義務の履行を援助し、税を通して国家の歳入を支えています。関与先である企業経営者と信頼関係を構築し、よき相談者として、税に限らず、本音の悩みを聞き、結果が出た時には達成感を感じます。ご自身にも、世の中に対しても、誇りの持てる大変やりがいのある仕事です。

北海道税理士会

会長 石丸 修太郎

学生諸君へ 税理士には難解な税法を適正に適用するという使命だけではなく、日本の将来を見つめて建議を行うという素晴らしい権利が与えられています。国際取引にも税務の諸問題が避けられることの無い課題として生じています。日本から世界の将来に向けた活躍の場として税理士を目指してください。

東北税理士会

会長 日出 雄平

学生の皆さんへ 税は国の存立の一つの基本です。大企業から額に汗で働く中小零細事業者やサラリーマンの方々全員で税金を国や地方自治体に支払っています。大河も源流に遡れば一つの「滴」から始まります。税理士はこの滴から大河に至る税の仕組みを理解し、健全な国の財政の確立に寄与する、地味ですがダイナミックな仕事です。来たれ、税理士界へ!!

名古屋税理士会

会長 西村 高史

税理士は身近な税の専門家として一般納税者の相談に応え、また自由な発想と多彩な経験から、多くの経営者の良き相談相手として様々なアドバイザリーサービスを行っています。資格試験は難関ですが、チャレンジするに相応しい国家資格です。

東海税理士会

会長 太田 直樹

私たち税理士は税務のプロフェッショナルです。税理士は中小企業の納税や経営相談に携わるなど、中小企業の支援を主な業務としています。企業の継続的な成長につながるコンサルティング業務を通じて、顧問先企業の発展に貢献するやりがいのある仕事です。是非、チャレンジしてください。私たちは皆さんの若い力を待っています。

北陸税理士会

会長 平野 豊

税理士の主要顧客は中小企業です。中小企業は企業全体の99%以上を占め、雇用の70%以上を担う等、日本経済を支えています。税務申告や税務相談に関与するだけでなく、経営全般についても経営者の相談相手となっています。そのことが企業の発展に繋がり、経営者から信頼され感謝されることが、税理士としての大きな喜びです。

中国税理士会

会長 灘 博明

学生の皆さん。ある偉人が、「人生には、避けられないものが二つある。ひとつは死。もうひとつは、税金である。」と言っています。社会は税金で支えられています。そんな税金の専門家が税理士。納税者の良きパートナーとして活動しています。目指してみませんか、税理士。根気があれば、働きながらでもなれます。

四国税理士会

会長 筒井 伸司

税理士は、我が国の申告納税制度を支えています。税理士は、個人や中小企業の良き相談相手です。税理士は、仕事を通じてさまざまな人と出会うことができます。税理士は、仕事を行いながら多くの知識を得ることができます。税理士は、適正な申告を通じて納税者から感謝されることが多くあります。税理士会は、皆様を待っています。

九州北部税理士会

会長 松原 弘明

来たれ、志し高き若人よ。 抛り所とすべきは法律、守るべきは人の営み、人の温もり。税理士は、そんなことを思いながら、税務と会計のプロとして、民主主義国家日本、自由主義国家日本の経済を縁の下でしっかりと支えています。あなたの志し、ぶつけてみてください。税理士会はいつでも熱くお応えいたします。

南九州税理士会

会長 戸田 強

税理士って何する人！中小企業のパートナーって！税理士って税務の専門家・会計のプロだよ、中小企業のお医者さんだよ！全国に75,000人もいて、会社や個人から頼まれて企業の所得計算や申告、相続・贈与の相談、申告もするよ！学校で、租税教育の講師もしているよ！税金のことなら近くの税理士さんに相談したら！

沖縄税理士会

会長 友利 博明

「おばあちゃん 今度は私が納める番」。これは消費税導入時の小学生が書いた標語です。急速な高齢少子化が進む中、増大する社会保障費の財源として消費税の増税と複数税率の導入が重要な政治課題となっています。税理士は、全国で租税教室を実施し、同時に国や地方自治体の税金使途についても強い関心を有する税金の専門家です。

お尋ねは、お近くの税理士または税理士会へ。

東京税理士会 ―― 〒151-8568 渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 東京税理士会館／TEL:03-3356-4461
東京地方税理士会 ― 〒220-0022 横浜市西区花咲町4-106 税理士会館7階／TEL:045-243-0511
千葉県税理士会 ― 〒260-0024 千葉市中央区中央港1-16-12 千葉県税理士会館3階／TEL:043-243-1201
関東信越税理士会 ― 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14階／TEL:048-643-1661
近畿税理士会 ― 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4／TEL:06-6941-6886
北海道税理士会 ― 〒064-8639 札幌市中央区北3条西20-2-28 北海道税理士会館3階／TEL:011-621-7101
東北税理士会 ― 〒984-0051 仙台市若林区新寺1-7-41 東北税理士会館／TEL:022-293-0503
名古屋税理士会 ― 〒464-0841 名古屋市千種区覚王山通8-14 税理士会ビル4階／TEL:052-752-7711
東海税理士会 ― 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル22階／TEL:052-581-7508
北陸税理士会 ― 〒920-0022 金沢市北安江3-4-6／TEL:076-223-1841
中国税理士会 ― 〒730-0036 広島市中区袋町4-15／TEL:082-246-0088
四国税理士会 ― 〒760-0017 高松市番町2-7-12／TEL:087-823-2515
九州北部税理士会 ― 〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-13-21 九州北部税理士会館3階／TEL:092-473-8761
南九州税理士会 ― 〒862-0971 熊本市中央区大江5-17-5／TEL:096-372-1151
沖縄税理士会 ― 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター7階／TEL:098-859-6225



あなたの暮らしのそばにいる

税理士会

Q & A

やさしい

税金教室

【平成28年度版】

〈平成28年6月1日現在の法令による〉



日本税理士会連合会

税理士はあなたの頼れるパートナー

税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。
いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

この冊子は、私たちの身近な税金の問題や、
ぜひ知っていただきたい税金の知識をわかりやすくまとめたものです。
税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、
いつでも気軽に税理士にご相談ください。
税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。

日本税理士会連合会



あなたの暮らしのそばに
税理士会

税理士はあなたの
頼れるパートナー

ご存じでした？
**税理士は共に歩む
パートナーなんです。**

税理士は税務に関する唯一の専門家として、
中小企業や個人事業主のサポートもしているんです。

私も税金を納める個人事業主の1人として、
毎年、助けていただいています。

税を通じて人と社会に貢献する、
税理士って身近で頼もしい存在ですね。

ホラン 千秋

日本税理士会連合会 | <http://www.nichizeiren.or.jp> | 税理士会 協会
〒101-8002 東京都港区赤坂1-1-14 TEL 03-6429-9801 (内線) FAX 03-6429-9801

税理士制度

税理士制度は、税理士が納税者に対し、正しい申告と納税ができるよう支援することによって申告納税制度がより円滑に運営されることを期待して設けられたものです。

税理士は、税の専門家として、納税者の依頼を受け、税金に関する相談や申告書の作成などの仕事を行っています。

現在、全国で約7万5,000人の税理士がいます。

税理士をもっと身近に

税理士は身近な税の専門家です。税金に関することはどんなことでも、気軽に税理士にご相談ください。
税理士の仕事には、次のものがあります。

■ 税務代理

確定申告、青色申告の承認申請、税務署の更正・決定などに不服がある場合の申立て、税務調査の立会いなどについて代理をします。

■ 税務書類の作成

確定申告書、青色申告の承認申請書、その他税務署などに提出する書類をあなたに代わって作成します。

■ e-Taxの代理送信

e-Taxを利用して申告する場合、税理士が納税者の依頼で代理送信することができます。この場合には、納税者本人の電子証明書は不要となります。

■ 税務相談

税金のことで困ったとき、わからないとき、知りたいとき相談に応じます。

■ 会計業務

税理士業務に付随して財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行、その他財務に関する事務を行います。

こんなときは税理士にご相談ください

例えば

- ・事業を始めたい、会社を設立したい……
- ・個人事業を法人にしたいが……
- ・帳簿のつけ方がわからない……
- ・今まで自分で確定申告をしてきたが、どうも難しく……
- ・株式を売却して損が出たが……
- ・マイホームを手に入れた、不動産を買い換えたい……
- ・災害によりマイホームや家財に損害が出たが……
- ・子どもに住宅資金を出してやりたいが……
- ・孫に教育資金を出してやりたいが……
- ・そろそろ相続対策を検討しなければ……
- ・親族が亡くなったが相続税はどうなるのだろうか……
- ・離婚で財産分与をするのだが……
- ・消費税の納税義務があるかどうか分からない……

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。
税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。
この義務は、税理士をやめたのちでも続きます(税理士法第38条)。安心してご相談ください。

■ 補佐人

税理士は、税務訴訟において納税者の正当な権利、利益の救済を援助するため、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに裁判所に出頭し、陳述(出廷陳述)します。

■ 会計参与

税理士は、会計参与として、取締役と共同して計算関係書類を作成し、中小会社の計算書類の記載の正確さに対する信頼を高めます。

■ 社会貢献

税理士は独立した公正な立場で、税に関する専門的知識や経験を活かし社会貢献に努めています。

「税を考える週間」や確定申告期間における税務支援、租税教育への積極的な取り組み、裁判所の民事・家事の調停制度や成年後見制度への参画等を行っています。



新しい時代に向かって、
税理士はチャレンジしています！

税理士は、税と会計の専門家として

- ・中小企業者等に対して専門性の高い経営改善に関する支援事業を行う**認定経営革新等支援機関**として
 - ・都道府県や市町村における税金の使途をチェックする**外部監査人**として
 - ・地方独立行政法人の業務を監査する**監事**として
 - ・成年後見制度の**後見人**として
 - ・政治団体の**登録政治資金監査人**として
 - ・行政不服審査法の**審理員・第三者機関委員**として
- 新しい時代に向かって、より多くの場面で皆さまのお役に立てるよう、チャレンジしています。

やさしい税金教室 平成28年度版 聞いてよかった! 税理士さん

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

◆給与をもらったら?

- Q1 私はサラリーマンです。源泉徴収票の見方がわからないので、教えてください。…… 6
- Q2 毎月の給料から、住民税が控除されています。どのように計算されているのでしょうか。…… 6
- Q3 夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思います。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。…… 7
- Q4 サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。…… 7

◆退職したら?

- Q5 年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。…… 7
- Q6 退職金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。…… 8

◆年金をもらったら?

- Q7 厚生年金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。…… 8

生活の税金

◆結婚したら?

- Q8 今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようにになりますか。…… 9

◆保険料を支払ったら?

- Q9 生命保険に加入したところ控除証明書が送られてきました。これは何に使いますか。…… 9

◆医療費を支払ったら?

- Q10 今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。…… 10

◆寄附をしたら?

- Q11 赤十字に寄附をしました。税金についての特典はありますか。…… 10
- Q12 ふるさと納税とはどのようなものですか。…… 11

◆災害にあったら?

- Q13 台風で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。…… 11

- 参考 所得控除…… 12

株式の税金

◆株式を売ったら?

- Q14 株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。…… 13
- Q15 特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。…… 14

◆配当金をもらったら?

- Q16 配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。…… 14
- Q17 配当控除とはどのようなものなのでしょうか。…… 15

◆NISA(ニーサ)ってどんな制度?

- Q18 NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。…… 15

事業の税金

◆事業を始めたら?

- Q19 事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。…… 16
- Q20 青色申告とは、どのような制度ですか。…… 16
- Q21 3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいのでしょうか。…… 16
- Q22 確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。…… 17

◆消費税は納めるの?

- Q23 どのような取引に消費税がかかりますか。…… 17
- Q24 事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりませんか。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。…… 17
- Q25 前々年の課税売上高が1,000万円を超えました。消費者から受け取った消費税を全額納めなければなりませんか。…… 18

不動産の税金

◆不動産を買ったら？

- Q26 土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。…………… 19
- Q27 マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。…………… 19

◆不動産を持っていたら？

- Q28 土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。…………… 20
- Q29 土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。…………… 20

◆不動産を売ったら？

- Q30 土地や建物を売ったらどのような税金がかかりますか。…………… 21
- Q31 相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。…………… 21
- Q32 マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。…………… 22
- Q33 夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。…………… 22
- Q34 マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになりますか。…………… 23
- Q35 マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。…………… 23

贈与の税金

◆財産をもらったら？

- Q36 父から現金の贈与を受けました。税金はどのようになりますか。…………… 24
- Q37 「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。…………… 25

◆自宅を妻に贈与したら？

- Q38 自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。…………… 25

◆子や孫に贈与したら？

- Q39 子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法はありますか。…………… 26
- Q40 息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないのでしょうか。…………… 26
- Q41 孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、今すぐできる方法はありますか。…………… 27

◆生命保険金を受け取ったら？

- Q42 母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はがかかりますか。…………… 27

◆離婚で財産分与を受けたら？

- Q43 離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。…………… 27

相続の税金

◆相続があったら？

- Q44 相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。…………… 28
- Q45 遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合は問題がありますか。…………… 28

◆相続税の申告は？

- Q46 相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q47 父は多額の借金を残して亡くなりました。借金を相続したくないのですが、どのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q48 事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。…………… 29
- Q49 遺留分とはどのようなものですか。…………… 29

◆相続税の計算は？

- Q50 相続税はどのように計算されるのでしょうか。…………… 30
- Q51 相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。…………… 31
- Q52 相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。…………… 32
- Q53 土地・建物はどのように評価されますか。…………… 32
- 相続税の申告・納付までのタイムスケジュール…………… 33



個々の事情により異なる場合がありますので、必ず、事前に税理士にご確認ください！

平成28年6月1日現在の法令においては、平成29年4月より消費税10%と規定されていますが、本冊子発行時点では2年半延期されることになっていますので、本冊子は消費税8%として作成しています。

税金のいろいろ

私たちの日常生活は税金と切り離すことはできません。
税金にもいろいろあり、国に納める税金、都道府県に納める税金、
市区町村に納める税金に区分されています。

◆ 国に納める税金

所得税	個人が、1 年間の所得に応じて負担する税金です。
法人税	会社や協同組合などの法人が、所得に応じて負担する税金です。
相続税	死亡した人から財産を相続したときに相続した人が負担する税金です。
贈与税	個人から財産をもらったときにもらった人が負担する税金です。
消費税	商品の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。
酒税	清酒、焼酎、ウィスキー、ビールなどの代金に含まれている税金です。
その他	印紙税、登録免許税、国たばこ税、自動車重量税などがあります。

◆ 都道府県に納める税金

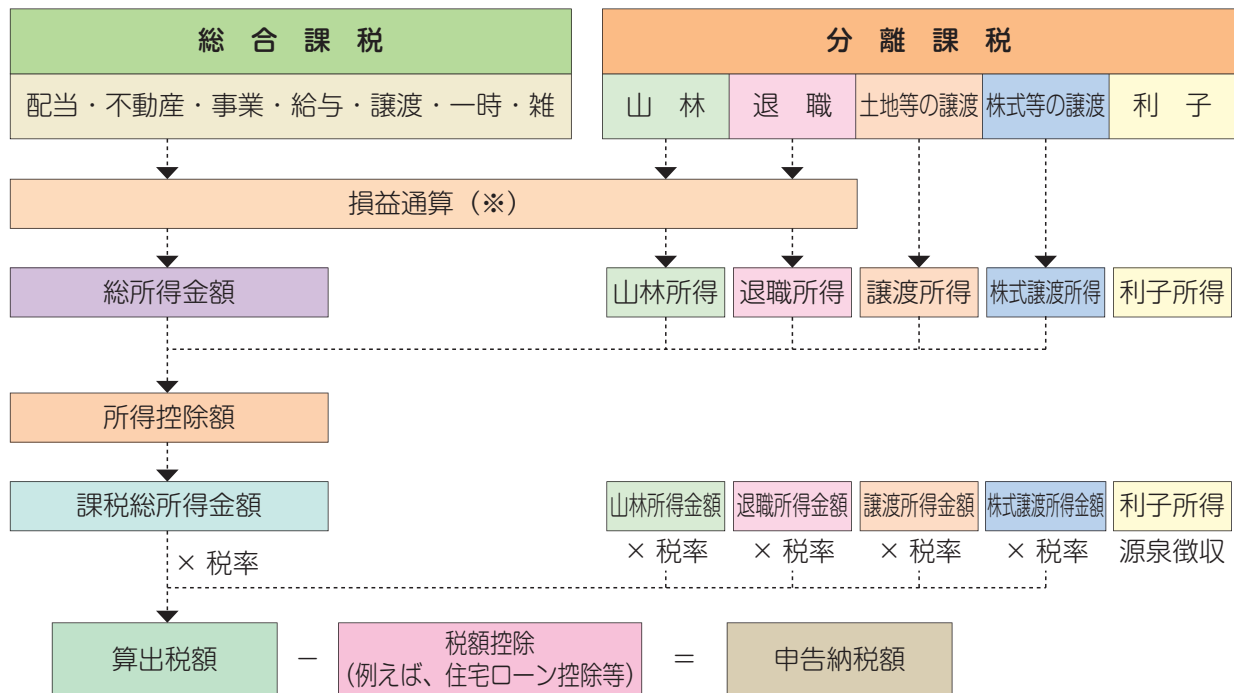
(都)道府県民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
事業税	事業を営んでいる法人・個人が所得を基準に負担する税金です。 また資本金 1 億円を超える法人を対象とした外形標準課税があります。
不動産取得税	土地や建物を取得したときに負担する税金です。 一定の要件にあてはまるときは税金を軽減する特例があります。
自動車税	自動車を所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	地方消費税、自動車取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税などがあります。

◆ 市区町村に納める税金

市(区)町村民税	法人・個人が所得を基準に負担する税金です。
固定資産税	土地、家屋及び事業用の機械などを所有している法人・個人が負担する税金です。
軽自動車税	軽自動車などを所有している法人・個人が負担する税金です。
その他	国民健康保険税、事業所税、入湯税、市町村たばこ税、都市計画税などがあります。

所得税の計算

所得税は、所得を10種類に区分し、1年間の全ての所得から所得控除を差し引いた残りの課税所得に対して、税率を適用して税額を計算します。



(※) 不動産所得、事業所得、山林所得、譲渡所得の損失は、他の所得から控除（損益通算）ができます。ただし、不動産所得の一部の損失とゴルフ会員権等の譲渡損失については、損益通算はできません。

詳しくは税理士にご相談ください。

所得税の速算表

課税される所得金額 (千円未満は切捨て)	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超 4,000万円以下	40%	2,796,000円
4,000万円超	45%	4,796,000円

ひとくちメモ

復興特別所得税

平成25年から平成49年まで「復興特別所得税」として、基準所得税額の2.1%が上乗せ課税されます。

国民が等しく復興のための財源を負担するものです。

次頁以降記載の所得税率は復興特別税を含んだ税率です。

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

生活の税金

株式の税金

事業の税金

不動産の税金

贈与の税金

相続の税金

サラリーマンの税金

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

生活の税金

株式の税金

事業の税金

不動産の税金

贈与の税金

相続の税金

◆給与をもらったら？

Q1

私はサラリーマンです。源泉徴収票の見方がわからないので、教えてください。

源泉徴収票は、平成28年から右のように変わります。

＜源泉徴収票の記載欄＞

- ①支払金額…給与・賞与などの1年間の収入金額の合計額
- ②給与所得控除後の金額…給与所得の金額（①－給与所得控除額）
- ③所得控除の額の合計額…社会保険料・配偶者控除等の合計（P12参照）
- ④源泉徴収税額…1年間に源泉徴収された所得税・復興特別所得税の額
- ⑤摘要欄…年の中途中で入社し、前の会社の給与等を含めて年末調整した場合には、前の会社が支払った給与等の金額、源泉税額、社会保険料等
または、扶養親族等が5人以上いる場合の5人目以降の氏名等

ひとくちメモ

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続上、サラリーマンは勤務先へ本人と扶養家族のマイナンバーを提示しなければなりません。

平成 28 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所 東京都品川区大崎 1-11-8		受給者番号	
氏名 オオサキ タロウ 大崎 太郎		氏名	
種別	支払(1)額	給与所得(2)後の金額	所得控除(3)の合計額
給与・賞与	4,797,000	3,296,800	1,109,000
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	源泉(4)税額
有	0	特定 1 1	55,450
社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
747,290	85,580	14,300	55,450
⑤ 前職分(支払金額 420,000 円、税額 9,840 円、社会保険料 61,134 円)			
生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	金銭に換換した生命保険料の金額	新個人年金保険料の金額
247,416	82,320	113,352	
住宅借入金等特別控除の金額	住宅借入金等特別控除(1回目)	住宅借入金等特別控除(2回目)	住宅借入金等特別控除(3回目)
控除対象扶養親族	氏名	氏名	氏名
1	大崎 ××	大崎 △△	
2	大崎 □□		
3			
4			
中途就・退職	中途就・退職	受給者生年月日	
就職 退職 年 月 日	就職 退職 年 月 日	明 大 昭 平 年 月 日	
○ 28 3 1		○ 44 1 1	
住所(居所)又は所在地	東京都千代田区		
氏名又は名称	株式会社○○○		

Q2

毎月の給料から、住民税が控除されています。どのように計算されているのでしょうか。

サラリーマンの住民税については、前年の所得に対して計算した年間の住民税を12等分し、毎年6月から翌年5月にかけて給料から控除される特別徴収制度がとられています。

一般的に住民税とは、道府県民税と市町村民税を合わせたものであり、1月1日現在の住所地において課税されます。住民税は、前年の所得に比例して課税される所得割（標準税率10%）と、一律の金額で課税される均等割の合計です（均等割については、一定の要件を満たす人には課税されません）。

Q3

夫の扶養家族の範囲内で働きたいと思います。パート収入は、いくらまで税金がかからないのでしょうか。

パート収入は、給与所得となり、収入が103万円以下で他の所得がない場合には、所得税はかかりません。また、住民税（所得割）（Q2参照）がかからないのは、給与収入が98万円（東京都・大阪府等は100万円）以下で、他の所得がない場合ですが、市区町村によっては住民税（均等割）がかかることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。

さらに、妻の給与収入が141万円未満の場合、夫は、配偶者控除又は配偶者特別控除のいずれかを受けることができます（P12参照）。また、あなたがサラリーマンの妻で年収130万円未満なら、一般的に社会保険でも健康保険においては夫の扶養家族に、厚生年金においては第三号被保険者に該当する可能性があります。

Q4

サラリーマンでも確定申告が必要な場合がありますか。また、申告すれば税金が還付されることがあると聞きましたが、どのような場合でしょうか。

次に当てはまる人は、確定申告が必要です。

- ・給与の年間収入の合計額が2,000万円を超える人
- ・給与所得と退職所得以外の所得の金額の合計額が20万円を超える人
- ・2ヵ所以上から給与もらっている人 など

次に当てはまる人は、確定申告をすれば税金が還付される場合があります。

- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない人（Q5参照）
- ・一定額の医療費を支払った人（Q10参照）
- ・借入金で住宅を新築、増改築、購入した人（Q27参照）
- ・災害、盗難、横領の被害に遭った人（Q13参照）
- ・特定の寄附をした人（Q11参照）
- ・一定の特定支出のある人 など

* Q1の源泉徴収票④の金額が0円の場合は還付はありません。



ひとくちメモ 特定支出とは

通勤費、転居費用、研修費、一定の資格取得費、単身赴任者の帰宅旅費、勤務必要経費などのうち、一定の要件を満たすものをいいます。これらについては「給与所得者の特定支出控除」という制度により、確定申告をすれば税金が還付されることがあります。詳しくは税理士にご相談ください。

◆退職したら？

Q5

年の途中で会社を退職しました。確定申告をしなければなりませんか。

サラリーマンが毎月の給与・賞与を受け取るときには所得税が源泉徴収され、1年間に徴収された所得税は、年末調整を通じて精算されます。しかし、年の途中で退職した場合は年末調整が行われなため、確定申告を行うと所得税が還付されることがあります。

確定申告の期間は、その年の翌年2月16日から3月15日までです。源泉徴収票、退職後の社会保険料、生命保険料控除を受けるための証明書などの準備が必要です。なお、還付申告の人は、翌年1月1日から5年以内であれば、申告書を提出することができます。

また、退職した年に再就職し年末まで勤務している場合には、再就職先に前勤務先から交付を受けた源泉徴収票を提出し、年末調整を受けることができます。

Q6

退職金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。

勤務先を退職する際に受け取る退職金（小規模共済の共済金を含む）は、退職所得として税金がかかります。

(1) 確定申告

- ①退職の日までに、勤務先に「退職所得の受給に関する申告書」を提出すると、退職金から所得税と住民税が源泉（特別）徴収され、確定申告は不要です。
- ②この申告書を提出しなかった場合には、確定申告が必要です。



(2) 退職所得の計算

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職金の収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

退職所得控除額は勤続年数によって、次のようになります。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(80万円未満のときは80万円)
20年を超える場合	800万円 + {70万円×(勤続年数－20年)}

* 勤続年数は1年未満の端数を切り上げて計算します。

* 障害者になったことが原因で退職した場合は、100万円を加算します。

★ 退職所得の計算例 ★

勤続年数 30年
退職金 2,000万円 } の場合

$$\{2,000\text{万円} - (800\text{万円} + 70\text{万円} \times 10\text{年})\} \times \frac{1}{2} = 250\text{万円}$$

◆ 年金をもらったら？

Q7

厚生年金をもらいました。税金はかかりますか。また、確定申告は必要でしょうか。

厚生年金は、国民年金、共済年金、適格退職年金等とともに「公的年金等」とされ、雑所得として税金がかかります。また、一定の金額を超えると源泉徴収されます。

(1) 確定申告

- ①公的年金等の収入額が400万円以下で、他の所得の合計金額が20万円以下の場合、確定申告は不要です。ただし、住民税の申告が必要な場合があります。
- ②①以外の場合や税金の還付を受ける場合は確定申告が必要です。



(2) 公的年金等の雑所得の金額

公的年金等の雑所得の金額は、年齢と年金収入金額に応じて、下記の表に従って計算します。

年齢	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額	年齢	年金収入金額 (A)	公的年金等の雑所得の金額
年齢 65 歳 未満	130万円未満	A－70万円	年齢 65 歳 以上	330万円未満	A－120万円
	130万円以上 410万円未満	A×0.75－ 37.5万円		330万円以上 410万円未満	A×0.75－ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85－ 78.5万円		410万円以上 770万円未満	A×0.85－ 78.5万円
	770万円以上	A×0.95－155.5万円		770万円以上	A×0.95－155.5万円

* 年齢の判定は、その年12月31日現在（死亡したときは、死亡時）で行います。

生活の税金

◆結婚したら？

Q 8

今年結婚しました。家族が増えたら、税金の計算はどのようにになりますか。

(1) 扶養している配偶者や親族がいる場合で、その親族が下記の要件に当てはまるときは、それぞれ次の控除を受けることができます（控除を受けることができる金額はP12参照）。

①配偶者控除・扶養控除

- ・ 合計所得金額が38万円（給与収入の場合103万円）以下であること
- ・ 他の人の扶養になっていないこと
- ・ 事業専従者給与等を受けていないこと

②配偶者特別控除

- ・ 合計所得金額が38万円超76万円（給与収入の場合141万円）未満であること
 - ・ 控除を受ける本人の合計所得金額が、1,000万円以下であること
- ＊ 配偶者控除と配偶者特別控除をあわせて受けることはできません。



(2) 上記以外にも本人又は控除対象配偶者、扶養親族が下記の要件にあてはまるときは、次の控除を受けることができます。

①障害者控除

- ・ 障害者に該当すること

②寡婦控除

- ・ 夫と死別・離婚して扶養親族があること。又は夫と死別し、合計所得金額が500万円以下であること
- ＊ 特定の寡婦 夫と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下の人

③寡夫控除

- ・ 妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ合計所得金額が500万円以下であること

◆保険料を支払ったら？

Q 9

生命保険に加入したところ控除証明書が送られてきました。これは何に使いますか。

生命保険料・損害保険料や社会保険料を支払った場合にも、所得控除を受けることができます（P12参照）。控除証明書の添付が必要なものがありますので年末調整や確定申告のときまで保管してください。

＊ 保険料の支払者と保険金の受取人が異なる場合は注意が必要です（Q42参照）。

◆医療費を支払ったら？

Q10

今年入院して医療費の支出が増えました。税金が還付されると聞きましたが、どのような手続きが必要ですか。

本人又は本人と生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払ったときは、次の算式で計算した金額が医療費控除として所得金額から差し引かれます。

医療費控除を受けるためには、医療費控除に関する事項を記載した確定申告書に医師などが発行した領収書等を添付して税務署に提出又は提示する必要があります。



(1) 医療費控除額の計算

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} - \text{10万円または合計所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

(2) 医療費控除の対象となるもの、ならないもの

種類	控除の対象となるもの (例示)	控除の対象とならないもの (例示)
診療・治療費用	・ 医師・歯科医師に支払った診療費や治療費 ・ 病気が発見された場合の人間ドックの費用 ・ 通院費、医師の往診費用	・ 健康診断の費用 ・ 美容整形等の費用 ・ 自家用車のガソリン代等 ・ 予防接種の費用
入院費用	・ 入院費、部屋代、病院の食事代 ・ 差額ベッド代 (やむを得ない場合)	・ 身の回り品の購入費 ・ テレビや冷蔵庫の賃借料
あんま・マッサージ	・ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術代	・ 健康器具の購入代金 ・ 健康維持のためのマッサージ代
妊娠・出産	・ 助産師による分べんの介助の費用 ・ 出産前後の定期検診費用	・ マタニティ教室の費用
介護	・ 介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの費用	・ 親族に支払う療養上の世話の費用
医薬品等の購入	・ 医師の処方による薬代金、治療のために薬局で買った薬代金 ・ 義手、義足、松葉杖、義歯等の代金 ・ 医師の発行した証明のあるおむつ代	・ 健康維持のためのサプリメント ・ 医師の処方の無い漢方薬 ・ 治療に直接必要のない眼鏡・コンタクトレンズの購入代金

※平成29年1月1日より、一定の健診等を受けている人が、スイッチOTC医薬品を年間12,000円超買った場合には、上記医療費控除との選択により、その超える額 (88,000円限度) を所得から控除できることとなります。

◆寄附をしたら？

Q11

赤十字に寄附をしました。税金についての特典はありますか。

確定申告により次のような所得税・住民税が軽減される特典を受けることができます。

(1) 所得税の寄附金控除 (所得控除)

特定寄附金を支出した場合、次の金額を所得から差し引くことができます。

$$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支払額} \\ \text{総所得金額の40\%} \end{array} \right\} \text{いずれか少ない金額} - 2,000\text{円}$$

特定寄附金とは次のような寄附金です。

- ・国や地方公共団体に対する寄附金
- ・特定公益増進法人に対する寄附金（日本赤十字社、社会福祉法人等）
- ・特定の政治献金 等

* 特定寄附金のうち一定のものを支出した場合には、寄附金控除と所得税の税額控除のどちらかを選択できます。
 なお、控除を受けるためには、確定申告書に寄附金の領収書等の添付が必要です。

(2) 住民税の寄附金控除（税額控除）

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、次の金額を住民税から控除できます。

寄附金の種類	税額控除額
住所地の都道府県共同募金 及び日本赤十字支部への寄附金	基礎控除額 (寄附金額－2,000円) × 10%
都道府県又は市区町村が 条例で指定した寄附金	基礎控除額 (寄附金額－2,000円) × 10% (どちらか一方の場合は 都道府県民税4%、市区町村民税6%)
ふるさと納税（地方自治体への寄附金）	基礎控除額＋特例控除額 ↳(寄附金額－2,000円) × (90%－所得税の税率)

* 基礎控除額は所得金額の30%を限度とします。

* 特例控除額は住民税所得割額の20%を限度とします。

Q12

ふるさと納税とはどのようなものですか。

ふるさと納税は地方自治体に寄附をすると所得税の寄附金控除に加えて住民税が軽減される制度です。

上記Q11の場合（1）の所得税の寄附金控除に加えて（2）の住民税の寄附金控除を受けることができます。

* ふるさと納税先が5団体以内で、一定の場合には確定申告をしなくても寄附金控除を受けることができます。その場合には、「申告特例申請書」を寄附した自治体へ提出する必要があります。



◆災害にあったら？

Q13

台風で家屋に甚大な被害を受けました。税金の救済措置はありますか。

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で、「雑損控除」又は「災害減免法」を適用できる場合があります。

	所得税法（雑損控除）	災害減免法	
損失の発生原因	災害、盗難、横領（詐欺は含まない）	災害に限る	
対象資産等	生活に通常必要な資産	損失額が住宅又は家財の1/2以上であること	
控除額の計算・所得税の軽減額	所得控除額 次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険金等による補てん額）－所得金額の10% ②損失額のうち災害関連支出額－5万円	その年の所得金額	軽減・免除
		500万円以下	全額免除
		500万円超 750万円以下	1/2軽減
		750万円超 1,000万円以下	1/4軽減
繰越控除期間	3年間	なし（当年のみ）	

申告の際には、源泉徴収票・り災証明書等、一定の書類が必要となります。



詳しくは税理士にご相談ください。

参考 所得控除

種 類	内 容	控 除 額	
		所 得 税	住 民 税
① 雑損控除	災害、盗難、横領により生活用資産などに受けた損害（詐欺は該当しない）	$\left. \begin{array}{l} \text{（損失額－所得の10％）} \\ \text{（損失額のうち災害関連支出額）－5万円} \end{array} \right\} \text{ いずれか多い額}$	
② 医療費控除	本人、生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	$1\text{年間の支払医療費－（保険金等で補てんされる金額）－（10万円が合計所得金額の5％のいずれか少ない額）（最高200万円）}$	
③ 社会保険料控除	本人、生計を一にする配偶者や親族の健康保険料、介護保険料、公的年金等の保険料	全額（国民年金保険料等は支払証明書の添付等が必要）	
④ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に基づく掛金、確定拠出年金掛金、心身障害者扶養共済掛金	全額（証明書の添付等が必要）	
⑤ 生命保険料控除（※）	本人、配偶者、その他の親族を受取人とした生命保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	本人、配偶者を受取人とした個人年金保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要） （平成23年12月31日以前契約分は最高5万円）	最高2.8万円 （最高3.5万円）
	介護医療保険料	最高4万円（証明書の添付等が必要）	最高2.8万円
⑥ 地震保険料控除	居住用の家屋、動産などにかけた地震保険料（旧長期損害保険料を含む）	最高5万円（証明書の添付等が必要）	最高2.5万円
⑦ 寄附金控除	特定寄附金を支払ったとき。ただし住民税では、自治体、共同募金などに限る	$\left. \begin{array}{l} \text{特定寄附金の支払額} \\ \text{総所得金額等の40％} \end{array} \right\} \text{ いずれか少ない額}$	-2千円 税額控除（Q11、12参照）
⑧ 障害者控除	本人、控除対象配偶者、扶養親族が障害者であるとき	一般の障害者 27万円 特別障害者 40万円 同居特別障害者 75万円	26万円 30万円 53万円
⑨ 寡婦控除	夫と死別・離婚して扶養親族のある人。又は夫と死別し、所得が500万円以下の人	27万円	26万円
	特定の寡婦	35万円	30万円
⑩ 寡夫控除	妻と死別・離婚して生計を一にする子があり、かつ所得が500万円以下の人	27万円	26万円
⑪ 勤労学生控除	本人が勤労学生で所得が一定額以下の人	27万円	26万円
⑫ 配偶者控除	配偶者の所得が一定額以下のとき（70歳以上…昭和22.1.1以前生まれ）	一般控除対象配偶者 38万円 老人控除対象配偶者（70歳以上） 48万円	33万円 38万円
⑬ 配偶者特別控除	配偶者の所得が一定額以下のとき ※ 配偶者控除と配偶者特別控除を重ねて受けることはできません。	○配偶者特別控除の早見表	
		配偶者の給与収入	配偶者特別控除額
		103万円以下	0円
		105万円未満	38万円
		110万円 //	36万円
		115万円 //	31万円
		120万円 //	26万円
		125万円 //	21万円
		130万円 //	16万円
		135万円 //	11万円
		140万円 //	6万円
		141万円 //	3万円
		141万円以上	0円
⑭ 扶養控除	親族の所得が一定額以下のとき （16歳未満…平成13.1.2以後生まれ） （19歳以上23歳未満…平成6.1.2から平成10.1.1生まれまで） （70歳以上…昭和22.1.1以前生まれ）	年少扶養親族（16歳未満） 0円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 63万円 老人扶養親族（70歳以上） 48万円 同居老親等（70歳以上） 58万円 一般扶養親族（16歳以上で上記以外） 38万円	0円 45万円 38万円 45万円 33万円
⑮ 基礎控除	本人の控除	38万円	33万円

※生命保険料控除の合計適用限度額は、所得税は12万円、住民税は7万円です。

株式の税金

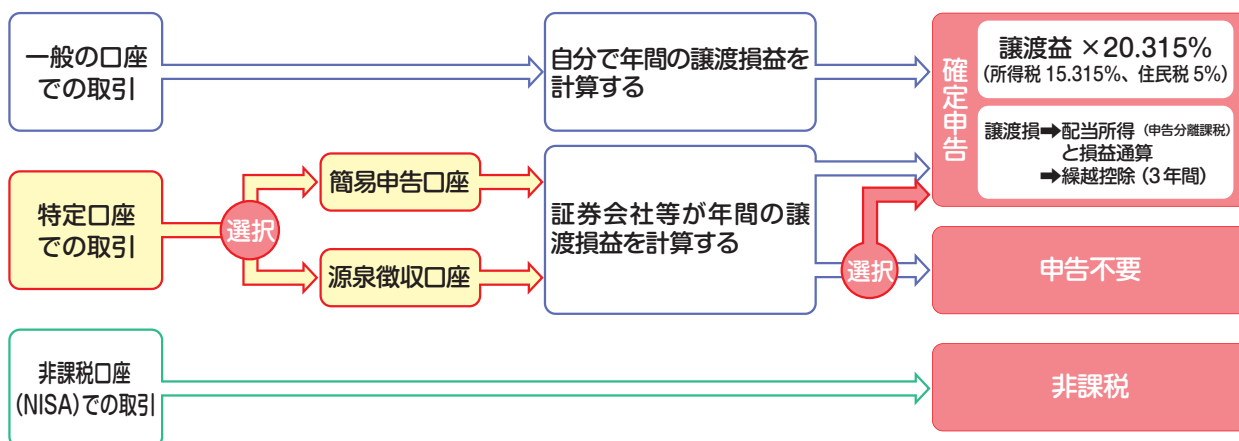
◆株式を売ったら？

Q14

株式を売った場合には、確定申告はどのようにしたらよいのでしょうか。

株式等を売った場合は、他の所得と区分して税金を計算します（分離課税）。

(1) 上場株式等の譲渡所得の申告については次の方法から選択できます。



* 特定口座を開設する際、源泉徴収を選択すると、その口座内の株式の譲渡について証券会社を通じて所得税が源泉徴収又は還付され、原則として申告は不要ですが、申告が必要となる場合もあります（Q15参照）。

(2) 株式を売ったときの譲渡所得は、次のように計算します。

・ 譲渡所得＝譲渡収入－（取得費＋譲渡費用）

譲渡収入＝株式の売却価額

取得費＝株式の購入代金など

譲渡費用＝株式を購入するために要した借入金の利子でその売却の年中に支払うべきものや、売却のために支出した売却手数料など

・ 譲渡所得に対する税率は20.315%（所得税15.315% 住民税5%）です。

* 特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡損益も、上場株式等と同様に特定口座で管理でき、譲渡損益の計算も同様です。

(3) 譲渡損となった場合。

①上場株式等を譲渡して生じた損失は、確定申告により次の所得と損益通算できます。

・ その年分の上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りです）

・ 特定公社債や公募公社債投資信託等の利子及び譲渡益

②損益通算しても控除しきれない金額は、確定申告により翌年以後3年間にわたり、株式等又は特定公社債や公募公社債投資信託等の譲渡所得ならびに上場株式等の配当所得の金額から繰越控除できます。

* 上場株式等の譲渡損失は、非上場株式等の譲渡益から控除することはできません。

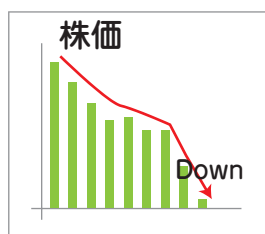
Q15

特定口座（源泉徴収口座）で株式を売りました。確定申告をしなくてもよいのでしょうか。

次のような場合は確定申告をする必要があります。

- ①複数の特定口座がある場合で、いずれかの特定口座の譲渡損失分をいずれかの特定口座の譲渡益から差し引く場合
- ②当年分、前年分の譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越す場合
- ③前年以前の譲渡損失の繰越分を、当年分の譲渡益や配当所得から差し引く場合

株式等の譲渡損失を翌年以後に繰り越すときは、株式等の売買取引がなく、また、配当がない場合でも、連続して確定申告書を提出しないと、その繰越控除は受けられません。



ひとくちメモ

配偶者控除や扶養控除が適用されるかどうかを判定する際の「合計所得金額」は、前年以前の譲渡損失の繰越分を差し引く前の金額をもって判定します。

申告することにより、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料等の額などに影響を及ぼす可能性がありますので、ご注意ください。

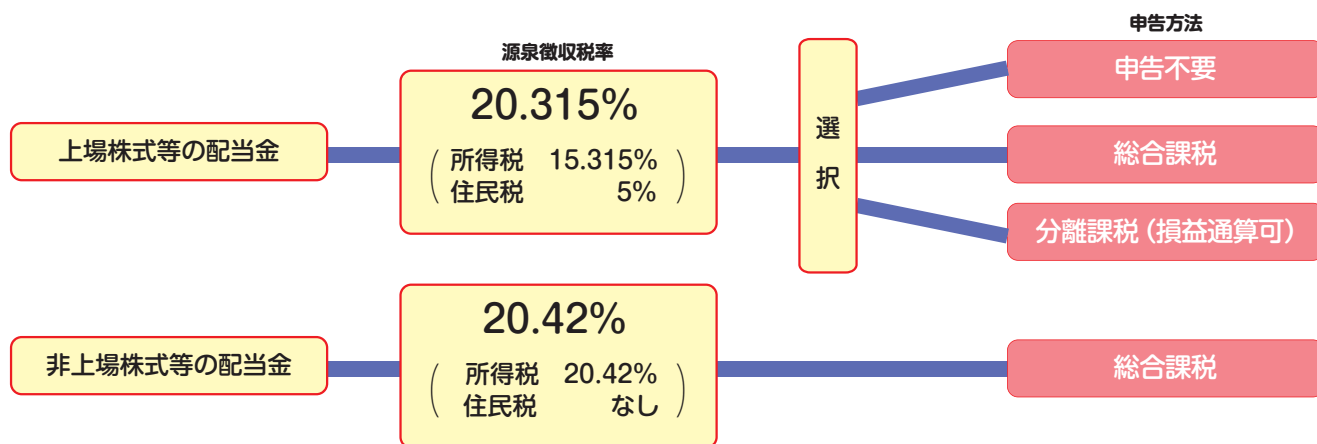
詳しくは税理士にご相談ください。

◆配当金をもらったら？

Q16

配当金をもらったら、必ず申告しなければなりませんか。

配当金を受け取る際は、上場株式の配当については所得税と住民税が、上場株式以外の配当は所得税が源泉徴収されています。それぞれの申告方法は次の通りです。



- * 非上場株式等の配当金で、1銘柄につき年間の配当金額が10万円以下のものは、申告せずに源泉徴収だけで済ませることもできますが、住民税の申告は必要です。
- * 上場株式等の配当金を、「株式数比例配分方式」を利用して特定口座で受け取ると、同じ特定口座（源泉徴収あり）内の株式の譲渡損と損益通算され申告は不要です。

Q17

配当控除とはどのようなものなのでしょうか。

配当控除とは、総合課税を選択して配当金を申告したときに、次の金額を所得税から控除できる税額控除です。

申告した配当所得金額×10%（課税総所得金額1,000万円超の部分は5%）＝控除額

ただし、分離課税を選択したときや、申告不要を選択したとき、また、外国の株式の配当等の場合は配当控除の適用はありません。

ひとくちメモ

株式の譲渡のときと同様に、少額の配当金を申告することにより、源泉された税金が還付されるなど有利になる場合がありますが、配偶者控除や扶養控除の適用、翌年度の国民健康保険料等の額などに影響を及ぼす可能性がありますので、ご注意ください。



詳しくは税理士にご相談ください。

◆NISA(ニーサ)ってどんな制度？

Q18

NISAとジュニアNISAの制度の概略を教えてください。

NISAとは少額投資非課税制度のことで、株式や投資信託などの譲渡益や配当金等が一定額非課税となります。また、平成28年4月1日から未成年者を対象としたジュニアNISAが設けられました。概要は次のとおりです。

	NISA	ジュニアNISA
対象者	口座開設年の1月1日で20歳以上の居住者	口座開設年の1月1日で20歳未満の居住者
非課税投資額*	年間120万円まで	年間80万円まで
非課税投資総額	最大600万円（120万円（平成27年以前は100万円）×5年間）	最大400万円（80万円×5年間）
非課税期間	最長5年間、途中売却可（ただし、売却部分の枠は再利用できません）	
口座開設可能期間	平成35年12月31日まで	
口座開設	1人1口座	

*未使用枠を翌年以後に繰り越すことはできません。

*配当金は、金融商品取引業者等を経由しての受け取り（株式数比例配分方式）のみ非課税の対象になります。

ジュニアNISAは贈与税に注意が必要です

親・祖父母が80万円までの資金を、子や孫の口座に拠出した場合、贈与税の基礎控除額110万円に達しませんので、贈与税はかかりません。ただし、他の贈与と合わせて110万円を超えると贈与税がかかることになります。

ひとくちメモ

NISA口座での運用益は非課税なので、確定申告は不要ですが、譲渡損が発生しても、他の株式の配当や譲渡益との損益通算や繰越控除をすることはできません。



詳しくは税理士にご相談ください。

事業の税金

税金のいろいろ

所得税の計算

サラリーマンの税金

生活の税金

株式の税金

事業の税金

不動産の税金

贈与の税金

相続の税金

◆事業を始めたら？

Q19

事業を始めました。税務署にはどのような手続きが必要ですか。

個人で事業を始めたら、開業後1か月以内に「**個人事業の開業届出書**」を提出してください。また、青色申告の承認を受けると、税務上有利な取扱いを受けることができます（Q20参照）。事業で給与の支払等がある場合は、給与支払事務所の開設届も提出が必要です。

確定申告は翌年の2月16日から3月15日までにしなければなりません。平成28年分より、届出書及び申告書にはマイナンバーの記載が必要になりました。

Q20

青色申告とは、どのような制度ですか。

(1) 青色申告

青色申告とは、税務署長の承認を受けて、青色の申告書を用いて行う申告制度のことをいいます。青色申告をしようとする年の3月15日まで（1月16日以後に開業した場合には2か月以内）に「**青色申告承認申請書**」を税務署長に提出して承認を受けてください。

(2) 青色申告の特典

青色申告することによって、以下のような特典を受けることができます。ただし、帳簿等取引を記録し、保存しなければなりません。

- ① 正規の簿記の原則に従って取引を記録して作成した貸借対照表と損益計算書を添付して確定申告書を期限内に提出すると65万円、それ以外の場合は10万円を所得から控除できます。
- ② 事業に専ら従事している親族に支払った給与は届出をすることにより必要経費に算入できます。
- ③ 事業所得などが赤字となり純損失が生じた場合には、その損失額を翌年以降3年間繰り越すことができます。

ひとくちメモ

青色申告の承認を受けないで通常の白色申告を行う場合にも、帳簿等の記帳・保存が義務付けられていますので、しっかり記帳をして青色申告の特典を受けましょう。

Q21

3月15日の確定申告期限をうっかり過ぎてしまいました。どうすればよいでしょうか。

確定申告は一般的に2月16日から3月15日までに行いますが、申告期限を過ぎてからでも、申告はできます。その手続を「**期限後申告**」といいます。ただし期限までに申告や納税を行わないと、加算税がかかる場合がありますし、法定期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。できるだけ早い申告をおすすめします。



Q22

確定申告の期限後に、計算を誤って申告したことに気がつきました。訂正することができますか。

申告内容に誤りがある場合は、申告内容を訂正することができます。税額を多く申告していた場合は「**更正の請求**」という手続により還付を受けることができます。更正の請求は、原則として法定申告期限から5年以内です。また、税額を少なく申告していた場合は「**修正申告**」という手続を行うことになります。修正申告によって新たに納付することになった税額には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆消費税は納めるの？

Q23

どのような取引に消費税がかかりますか。

一定の要件を満たした取引に消費税がかかります。

消費税は、商品等の販売やサービスの提供などの取引に対してかかる税金です。消費者は、商品などの価格に含まれた消費税を負担し、販売者やサービスの提供者が申告して納税します。

(1) 課税される取引

次の要件のすべてに該当する取引

- ①国内における取引
- ②事業として行う取引
- ③有償で行う取引
- ④資産の譲渡・貸付けまたはサービスの提供

(2) 課税されない取引

次のような取引は消費税の性格や社会政策的な配慮から課税されません。

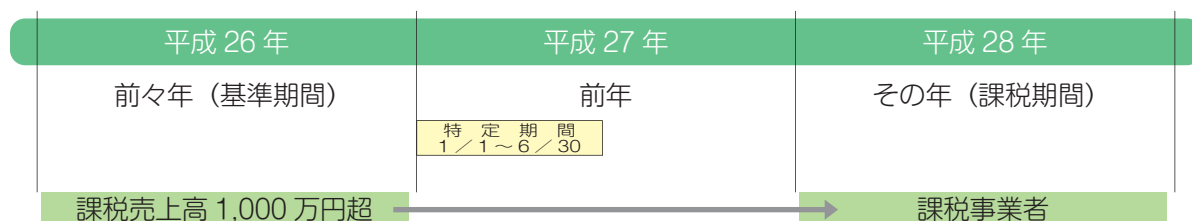
- ・土地の譲渡・貸付け
- ・株式・社債の譲渡
- ・貸付金や預金の利子
- ・社会保険医療
- ・一定の学校の授業料
- ・住宅家賃 など

* 輸出及び国際電話などの国際取引は免税となる場合があります。判断が難しい場合は税理士にご相談ください。

Q24

事業を始めたら必ず消費税を納めなければなりません。また、いつ申告して消費税を納めるのですか。

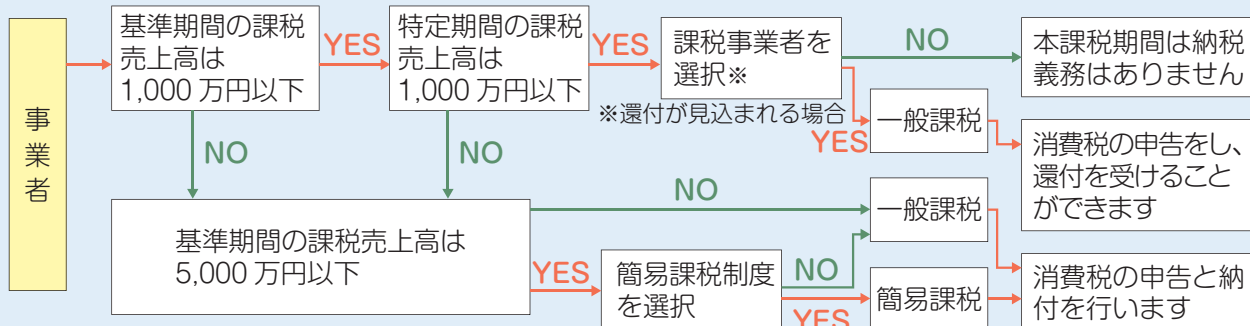
原則として、消費税の課税対象となる収入金額（**課税売上高**）が**1,000万円**を超えた場合には、その翌々年に消費税を納める義務を負います。



事業者は、その年の前々年（**基準期間**）の課税売上高が1,000万円を超えた場合には、消費税を納める義務を負います。前々年の課税売上高が1,000万円以下の場合には、その年の消費税を納める義務はありません。

ただし、その年の前年1月1日から6月30日までの期間（**特定期間**）の課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税を納める義務を負います。

さて、あなたの場合は？



消費税は、翌年3月31日までに、確定申告書を所轄税務署へ提出し、同日までに国に納付します。消費税額が還付になる場合にも、同様に確定申告書を提出し、還付を受けます。

詳しくは税理士にご相談ください。

Q25

前々年の課税売上高が1,000万円を超えました。消費者から受け取った消費税を全額納めなければなりませんか。

次の方法により計算した消費税を納付します。

(1) 一般課税

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税仕入高}} \times 8\% \right)$$

(2) 簡易課税

前々年の課税売上高が5,000万円以下であれば、簡便な方法により計算することを選択できます。

$$\text{納付税額} = \left(\frac{\text{売上に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \right) - \left(\frac{\text{仕入に係る消費税額}}{\text{課税期間の課税売上高}} \times 8\% \times \text{みなし仕入率} \right)$$

みなし仕入率

①卸売業	90%
②小売業	80%
③製造業等	70%
④飲食店業、その他の事業	60%
⑤金融業及び保険業、運輸通信業、サービス業（飲食店業を除く）	50%
⑥不動産業	40%

簡易課税を選択する場合は、適用を受ける年の前年末日までに届出を提出することが必要です。適用をやめるときも同様です。ただし、選択後2年間は適用をやめることはできません。

ひとくちメモ

簡易課税は、仕入に係る消費税額を課税売上高に一定の割合を乗じて計算するため、設備投資等で仕入に係る消費税額が多額となっても消費税の還付を受けることができません。ご注意ください。

消費税の選択届出は、それぞれの具体的状況に応じた判断を伴います。
詳しくは税理士にご相談ください。



不動産の税金

◆不動産を買ったら？

Q26

土地や建物を買ったらどのような税金がかかりますか。

不動産の取得には、次のように、いろいろな税金がかかります。

- (1) 契約をするとき → 売買契約書やローン契約書に印紙税
→ 建物代金に消費税
- (2) 登記するとき → 登録免許税
- (3) 不動産を取得した後 → 不動産取得税（新築住宅、中古住宅、住宅用地で一定の要件に該当するものは、不動産取得税の軽減を受けることができます。）
- (4) 住宅資金を親からもらったとき → 贈与税（一定の場合は特例あり P 26 参照）

Q27

マイホームを買ったとき、リフォームをしたときの住宅ローン控除について教えてください。

(1) 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

① 償還期間が10年以上の借入金で新築又は中古の居住用家屋を取得したときや増改築したときは、家屋と土地等の費用の額（補助金等を控除後、ただし、増改築の場合には100万円を超えること）についての年末借入金等残高に応じて、次の金額を所得税額から控除することができます。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高の限度額	控除率	最大控除額/年
平成26年4月～ 平成31年6月	10年間	4,000万円 5,000万円（※1）	1%	40万円 50万円（※1）

（※1）「認定長期優良住宅（いわゆる200年住宅）」又は「認定低炭素住宅（認定省エネ住宅）」の場合

② 住宅ローン控除の対象となる増改築等のうち、一定のバリアフリー改修工事、省エネ改修工事、多世帯同居改修工事（キッチン、浴室、トイレ、玄関の増設など）に該当する場合で、償還期間が5年以上の住宅借入金等があり、工事費用（補助金等控除後）が50万円を超える場合には、①に代えて次の特別控除を適用することができます。

区分（居住年）	控除期間	特定増改築等限度額	控除率	最大控除額/年
		その他の借入限度額		
バリアフリー改修工事 省エネ改修工事 （平成26年4月～平成31年6月） 多世帯同居改修工事 （平成28年4月～平成31年6月）	5年間	250万円 750万円（※2）	2% 1%	12.5万円

（※2）その他の借入限度額は、（1,000万円－特定増改築等限度額）となります。

(2) 適用を受けるための主な要件

- ・取得又は増改築等をした日から6か月以内に居住すること
- ・住宅の床面積が50m²以上で取得又は増改築後の家屋の床面積の1/2以上が居住用であること
- ・中古住宅の場合、築後20年以内（耐火建築物の場合25年以内）であること、又はその他一定の基準に適合するものであること
- ・その年の合計所得金額が3,000万円以下であること

*サラリーマンは、翌年から年末調整で控除を受けることができます。

*住宅借入金等がなくても、認定長期優良住宅を新築した場合、住宅耐震改修工事、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事、多世帯同居改修工事をした場合などには、初年度のみ一定の税額控除を受けることができる場合があります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

申告に必要な添付書類

- ・借入金の年末残高等証明書
- ・住民票
- ・家屋・土地の登記事項証明書（登記簿謄本）
- ・売買契約書、建築工事請負契約書などのコピー
- ・建築確認通知書のコピー又は増改築工事証明書
- ・サラリーマンの場合は、給与所得の源泉徴収票



◆不動産を持っていたら？

Q28

土地や建物を持っていると、どのような税金がかかりますか。

固定資産税や都市計画税がかかります。

(1) 固定資産税及び都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている土地、家屋などの所有者にかかる税金です。税額は、固定資産課税台帳に登録されている価格の1.4%です。

都市計画税は、都市計画法による市街化区域内にある土地及び家屋について、固定資産税で決められた価格に税率0.3%を上限として固定資産税とあわせて課税されます。

住宅に係る土地・建物については特例や減額制度があります。

(2) 空き家対策のための固定資産税等に関する措置

空き家対策の重要性から、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状況にある空家等（特定空家等）に係る土地については、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の軽減の対象から除外されます。詳しくは各市区町村にお尋ねください。

Q29

土地や建物を貸して家賃等を受け取ると、どのような税金がかかりますか。

家賃等は不動産所得となり、所得税がかかります。不動産所得は、次のように計算します。

不動産所得 = 不動産収入 - 必要経費

不動産収入 = 地代、家賃など土地や建物の貸付等による収入

必要経費 = 固定資産税や減価償却費等

青色申告の承認を受けることにより10万円の特別控除を受けることができます。さらに事業的規模、その他一定の条件を満たしている場合には、65万円控除を受けることができます。

 詳しくは税理士にご相談ください。

◆不動産を売ったら？

Q30

土地や建物を売ったらどのような税金がかかりますか。

土地や建物を売った場合は譲渡所得となり、他の所得と区分して所得税と住民税がかかります（分離課税）。

譲渡所得 = 譲渡収入 - (取得費 + 譲渡費用)

譲渡収入 = 土地・建物を売った代金

取得費 = 土地・建物の購入代金、不動産登記諸費用（登録免許税を含む）、
不動産取得税など（建物は減価償却費を控除します）

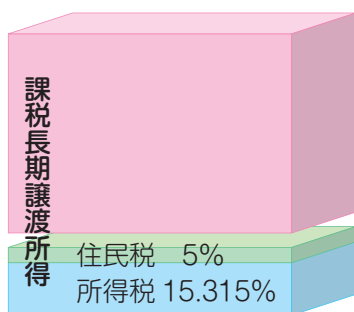
*取得費は実際の購入代金等に代えて売却価額の5%とすることもできます。

譲渡費用 = 土地・建物を売るために支出した仲介料、測量費、収入印紙代など

譲渡所得に対する税金は、譲渡があった年の1月1日現在で、所有期間が5年を超えるか否かにより、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分して計算します。

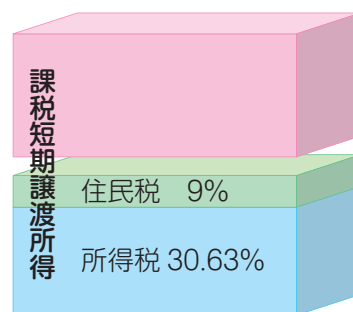
<長期譲渡所得の税金>

平成22年12月31日以前取得



<短期譲渡所得の税金>

平成23年1月1日以降取得



ひとくちメモ

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に取得した国内にある土地等を譲渡したときは、その譲渡した年の長期譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。

Q31

相続で取得した土地・建物を売ることになりました。相続税を納めたばかりなのに心配です。税金はどのようになりますか。

やはり譲渡所得に対する税金がかかりますが、下記の特例のいずれかを適用して、税負担を軽減できます。

(1) 相続税の取得費加算の特例

相続税の申告期限後3年以内に売った場合は、自身が納付した相続税額のうち、土地等に対する相続税額を、建物についてはその建物に対する相続税額を取得費に加算して控除することができます。

ただし、平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得した土地等を譲渡した場合には、その譲渡した土地等に対応する相続税相当額が取得費として加算されます。

(2) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に、相続開始直前まで被相続人（死亡した人）が居住していた一定の建物・土地等を相続又は遺贈により取得した人が、相続した日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、それらを1億円以下で売った場合、その譲渡所得から最高3,000万円を控除することができます。ただし、この特例の適用にはさまざまな要件がありますので、詳しくは税理士にご相談ください。

Q32

マイホームを売って利益が出ました。税金が軽減される制度はありますか。

譲渡所得から3,000万円の特別控除や、税率の軽減を受けることができます。

(1) 居住用財産の譲渡所得の特別控除

居住用財産とは、自分が住んでいる家屋とその敷地で国内にあるものをいいます。

次のような居住用財産を売ったときは、譲渡所得の計算上最高3,000万円の特別控除が受けられます。

$$\text{課税譲渡所得} = \text{譲渡収入} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - 3,000\text{万円}$$

- 自分の住んでいる家屋を売った場合、又は、自分の住んでいる家屋とともに、その敷地を売った場合
- 自分の住んでいた家屋が災害で滅失した後の敷地を、災害の日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合
- 住まなくなった家屋とその敷地を、住まなくなった日から数えて3年目の年の12月31日までに売った場合（平成28年の譲渡は平成25年1月2日以後の転居）

(2) 居住用財産を譲渡した場合の税率の軽減

上記（1）の条件に加えて、売った年の1月1日で所有期間が10年を超えている場合は、下記の税率の軽減を重ねて受けることができます。

〈税率〉

課税長期譲渡所得（特別控除後）			
6,000万円までの部分	所得税10.21%	6,000万円超の部分	所得税15.315%
	住民税 4%		住民税 5%

詳しくは税理士にご相談ください。

Q33

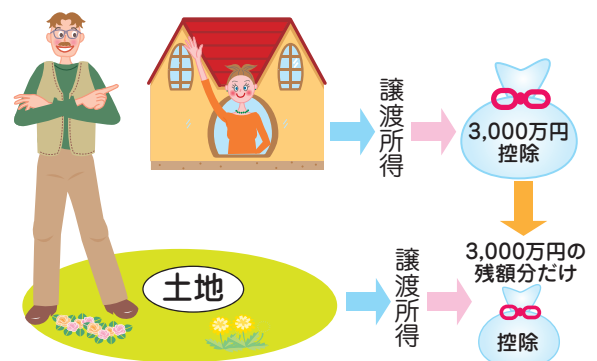
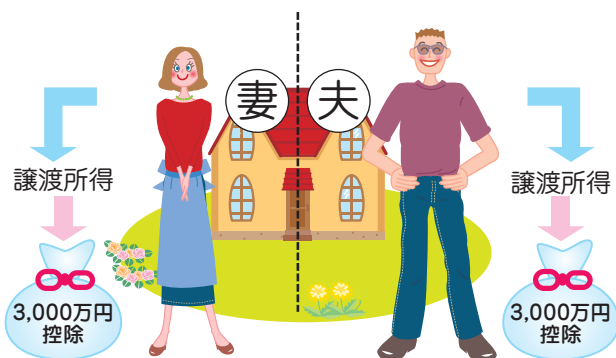
夫婦でマイホームを共有している場合、3,000万円の特別控除はどのようになりますか。

(1) 家屋と敷地が共有である場合

例えば、マイホームを夫婦で共有している場合は、その共有持分に応じて譲渡所得を計算しますので、夫と妻各人で条件を満たしていれば、それぞれ3,000万円を控除することができます。

(2) 家屋と敷地を別々に所有している場合

例えば、土地の所有者が夫で、家屋の所有者が妻の場合、特別控除3,000万円について、まず家屋の所有者である妻の譲渡所得から差し引き、まだ控除残額がある場合には土地の所有者である夫の譲渡所得から控除することができます。



詳しくは税理士にご相談ください。

Q34

マイホームを買い換えました。売却の損益の計算や税金はどのようになりますか。

マイホームを売って、その代わりに新たにマイホームを取得した場合には、売ったときの金額と新たに購入した金額とを比較して譲渡所得を計算します。

(1) 買換え（交換）の特例

マイホーム(旧)の売却価額 $\leq$ マイホーム(新)の取得価額 → 譲渡はなかったものとされ、将来売却するときまで課税は繰り延べられます。

マイホーム(旧)の売却価額 $>$ マイホーム(新)の取得価額 → その超える部分について、長期譲渡所得として課税されます。

(2) 特例の対象となる要件

- ・売却した年の1月1日において、家屋と敷地の所有期間がともに10年を超える居住用財産であること
- ・居住期間が10年以上であること
- ・平成29年12月31日までに1億円以下で売った場合など、他にもさまざまな要件があります。

* Q32の3,000万円特別控除・税率の軽減の特例と、上記の買換えの特例は、どちらかの選択適用になります。

* Q32又は上記の特例を適用した場合は、一定期間、住宅ローン控除（Q27）の適用を受けることができません。



どちらかを選択

詳しくは税理士にご相談ください。

Q35

マイホームを売って損失が出ました。この損失は他の所得から差し引くことはできますか。

平成29年12月31日までに、売った年の1月1日現在で所有期間が5年を超えるマイホームを売って損失が出た場合には、下記の要件により、その損失を他の所得から差し引く（損益通算）ことができ、さらに控除しきれない損失は、翌年以後3年間、各年分（合計所得金額が3,000万円を超える年分を除く）の所得から繰越控除することができます。

適用条件	マイホームを買い換える場合	マイホームを買い換えない場合
売ったマイホームのローン残高	ありなしを問わない	あり
新しいマイホームのローン残高	あり	—

* 損益通算及び繰越控除することができる譲渡損失額の計算方法は、要件によって異なります。

Q32、34、35の特例は売却先が配偶者や直系親族など特別関係者の場合は適用できません。また過去にそれぞれの特例を適用していた場合、特例の適用可否については複雑な関係がありますので、慎重に判断しなければなりません。

ひとくちメモ

マイホームの譲渡所得の特例を受ける場合は、納税額がなくても確定申告が必要です。

なお、確定申告書には一定の記載、一定の書類の添付が必要です。

詳しくは税理士にご相談ください。

贈与の税金

◆財産をもらったら？

Q36

父から現金の贈与を受けました。税金はどのようにになりますか。

- (1) 個人から財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた人に対して贈与税がかかります。1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の価額から、**基礎控除額110万円**を控除した残額に一定の税率を掛けて、贈与税額を計算します（下記速算表参照）。これを**暦年課税制度**といいます。
- (2) 贈与税は、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに申告しなければなりません。

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{基礎控除額 110万円} = \text{課税価格}$$

* 複数の人から贈与を受けた場合には、それらを合計した額で計算します。

<贈与税の速算表>

右記以外の贈与 (一般税率)			20歳以上で直系尊属（親・祖父母等）からの贈与 (特例税率)		
課税価格	税率	控除額	課税価格	税率	控除額
200万円以下	10%	—	200万円以下	10%	—
300万円以下	15%	10万円	400万円以下	15%	10万円
400万円以下	20%	25万円			
600万円以下	30%	65万円	600万円以下	20%	30万円
1,000万円以下	40%	125万円	1,000万円以下	30%	90万円
1,500万円以下	45%	175万円	1,500万円以下	40%	190万円
3,000万円以下	50%	250万円	3,000万円以下	45%	265万円
3,000万円超	55%	400万円	4,500万円以下	50%	415万円
			4,500万円超	55%	640万円

<成人が1,000万円の贈与を受けた場合>

贈与者	叔母	父
①課税価格（1,000万－110万）	890万円	890万円
②税率	40%	30%
③控除額	125万円	90万円
①×②－③＝贈与税額	231万円	177万円

ひとくちメモ

土地・建物等の贈与を受けた場合には、不動産取得税・登録免許税がかかります。

Q37

「相続時精算課税制度」という制度があると聞きました。どのような制度でしょうか。

「相続時精算課税制度」は、財産の贈与を受けたときに一定の税率で贈与税を納付し、贈与者が亡くなったときにその贈与財産と相続財産を合計して相続税を計算し、その相続税から既に納付した贈与税を差し引いて精算するという制度です。この制度は（１）の要件を満たした場合に贈与をする親や祖父母ごとに選択できます。

（１）要件

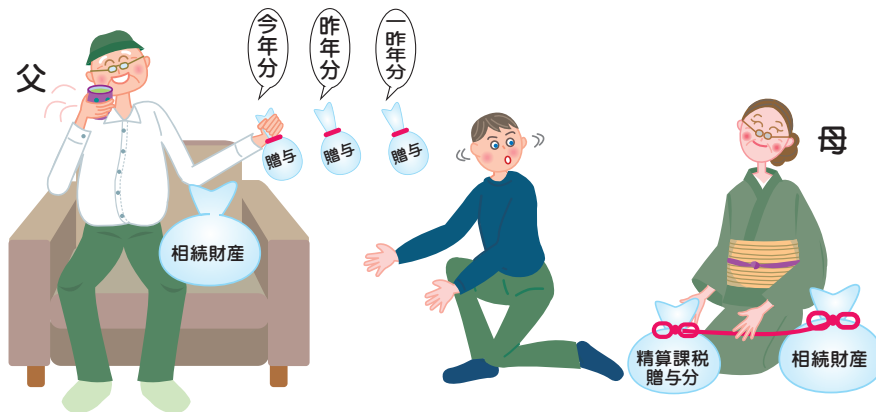
贈与する人は60歳以上の親や祖父母

贈与を受ける人は20歳以上の子や孫

（２）贈与税の計算

$$\text{贈与を受けた財産の合計額} - \text{特別控除額}(\ast) = \text{課税価格} \xrightarrow{20\%} \text{贈与税額}$$

(※) 2,500万円－前年までに使用した特別控除額



詳しくは税理士にご相談ください。

ひとくちメモ

「相続時精算課税制度」を一度選択すると、同じ贈与者からの贈与について暦年課税へ変更して110万円の基礎控除を受けることができません。慎重に選択しましょう。

◆自宅を妻に贈与したら？

Q38

自宅を妻へ贈与したいと思いますが、何か利用できる制度はありますか。

配偶者へ居住用不動産等を贈与した場合、**配偶者控除2,000万円**と基礎控除額110万円を合わせて2,110万円までは贈与税がかかりません（不動産取得税・登録免許税はかかります）。

ただし、次の条件を満たす必要があります。

- ①婚姻期間が20年以上（内縁関係は除く）であること。
- ②贈与された年の翌年3月15日現在実際に居住し、その後も引き続き居住する見込みであること。
- ③贈与された年の翌年2月1日から3月15日までに、贈与税の申告をすること。
申告に必要な添付書類等の詳細は、税理士にご確認ください。



◆子や孫に贈与したら？

Q39

子供が結婚することになりました。援助できることがあればしたいのですが、贈与税がかからない方法がありますか。

結婚、子育て資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に20歳以上50歳未満の子や孫が、父母、祖父母から結婚、子育て資金を一括して贈与を受けた場合は、1,000万円（結婚費用として支出するものは300万円限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、受贈者が50歳に達し残額がある場合には、贈与税がかかります。

贈与者が亡くなり残額がある場合には、贈与者の相続財産になります。

Q40

息子がマイホームを買うことになりました。資金を援助してほしいと頼まれましたが、いくらまでなら贈与税がかからないでしょうか。

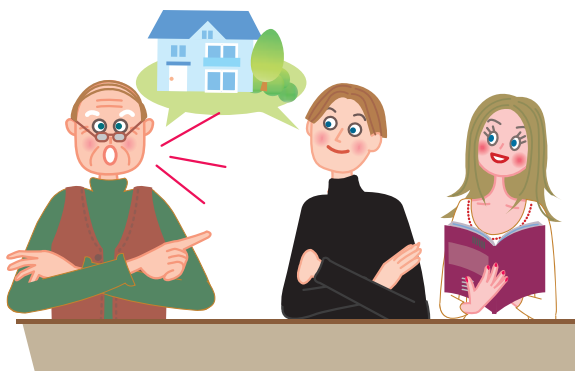
住宅取得等資金贈与の非課税制度があります。

平成27年1月1日から平成31年6月30日までに、20歳以上の子や孫（その年の合計所得金額2,000万円以下の人）が父母、祖父母から住宅取得等のために金銭の贈与を受けた場合、次の非課税限度額を、暦年課税の基礎控除額及び相続時精算課税の特別控除額に上乗せすることができます。なお、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期によって限度額が異なります。

平成26年以前に、この旧非課税制度の適用を受けている場合には、受けることができません。

住宅取得時の契約締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋
平成28年1月1日～平成29年9月30日	1,200万円	700万円
平成29年10月1日～平成30年9月30日	1,000万円	500万円
平成30年10月1日～平成31年6月30日	800万円	300万円

* 良質な住宅用家屋とは省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性を備えた住宅



Q41

孫が生まれました。教育資金を贈与したいのですが、今すぐできる方法がありますか。

教育資金の一括贈与にかかる贈与税の非課税制度があります。

平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の子や孫が、父母・祖父母から教育資金を一括して贈与を受けた場合には1,500万円（学校等以外に支払う金銭は500万円が限度）までが非課税となります。取扱金融機関での口座開設等、一定の手続きが必要となります。

なお、子や孫が30歳に達した時に残額がある場合には、その残額に贈与税がかかります。

◆生命保険金を受け取ったら？

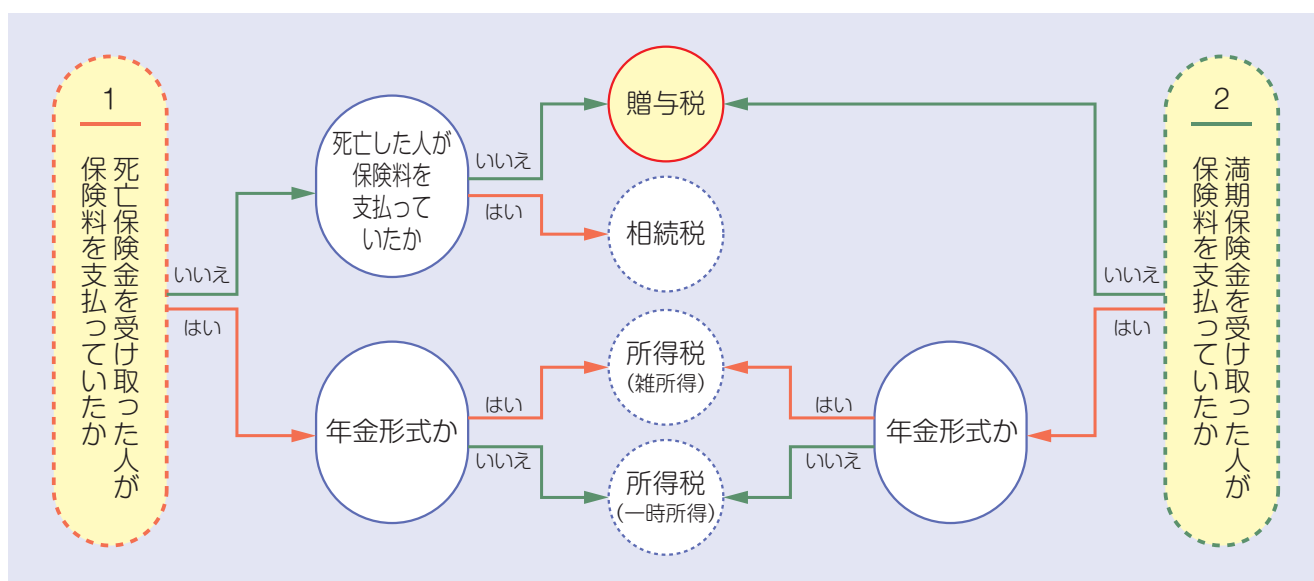
Q42

母が亡くなり、私が生命保険金を受け取りました。保険料を支払っていたのは父ですが、このような場合、税金はかかりますか。

贈与税がかかります。

生命保険金の受取人には、契約内容により異なる税金がかかります。

贈与税の対象になるのは、保険料支払人と受取人が異なる場合で、受け取った金額が基礎控除額110万円を超えるとき贈与税がかかります。



◆離婚で財産分与を受けたら？

Q43

離婚を考えています。夫婦の財産はマイホームと預金です。財産分与してもらおうと思いますが、贈与税はかかりますか。

離婚して、慰謝料や財産を受け取った場合（財産分与）には、通常、贈与税はかかりません。しかし、金銭でなく土地や建物などの不動産で受け取った場合には、不動産を受け取った人には税金がかかりませんが、渡した人には不動産の譲渡があったものとして所得税と住民税がかかる場合があります。

相続の税金

◆相続があったら？

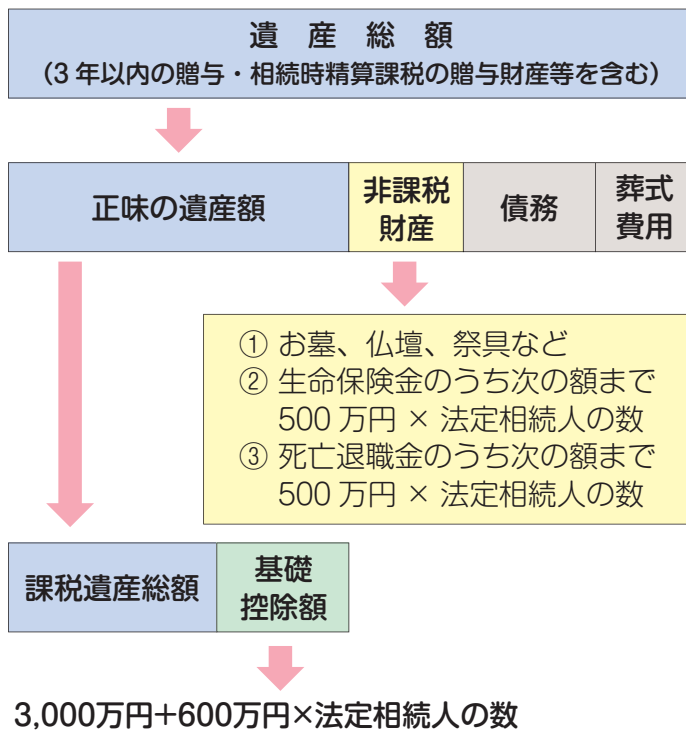
Q44

相続税はどのような税金ですか。また、遺産がいくらあったら申告が必要ですか。

相続税は、死亡した人の財産を相続したときや、遺言によって財産を取得したときに、取得した人が納める税金です。

下の図の正味の遺産額が基礎控除額を超えない場合、相続税はかかりませんが、超える場合は相続税の申告が必要です。この場合、相続税の総額は実際の遺産分割にかかわりなく、各相続人が法定相続分で財産を取得したものとして計算します。

相続税のしくみ



法定相続分

	配偶者がいる場合	配偶者がいない場合
子がいる場合		
子がない場合		
子も親もない場合		

*相続税を計算する場合の法定相続人の数は、次のように取り扱われます。

- (1) 相続の放棄があった場合は、その放棄はなかったものとされます。
- (2) 養子の数は、実子がいる場合は1人、いない場合は2人までと制限されています。
- (3) 特別養子・連れ子養子・代襲相続人は、実子とみなされます。

Q45

遺産の分割の方法には、どのようなものがありますか。また、申告を済ませた後、分割をやり直した場合は問題がありますか。

遺言書どおりに分割する指定分割と、遺言書がない場合などには、相続人全員で協議して分割を決める協議分割があります。協議分割には相続人全員の出席と同意が必要です。

申告した後に分割のやり直しをすると、分割し直した遺産について、相続人間で贈与があったものとして、もらった人に贈与税がかかることがあります。遺産の分割をするときは慎重に行ってください。

◆相続税の申告は？

Q46

相続税の申告はどのようにすればよいのでしょうか。

相続が開始したことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から**10か月以内**に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告し、相続税を納付する必要があります。

申告書を提出する人が2名以上いる場合は、共同で作成した申告書を連名で提出することができます。また、遺産の分割が確定しない場合でも、提出期限までに申告・納付をしなければなりません。

Q47

父は多額の借金を残して亡くなりました。借金を相続したくないのですが、どのようにすればよいのでしょうか。

相続の**放棄**をすることができます。しかし、相続財産の内容が不明確な場合は、相続によって得た財産を限度として債務を弁済することを条件に相続（**限定承認**）することもできます。ただし、相続の開始を知った日から原則として**3か月以内**に家庭裁判所で手続きをしなければなりません。

Q48

事業をしていた父が亡くなりましたが、所得税・消費税はどのようにすればよいのでしょうか。

お父さんが亡くなった日の翌日から**4か月以内**に、相続人がお父さんの確定申告をし、納税しなければなりません。これを**準確定申告**といいます。お父さんの納税地の所轄税務署に相続人全員の連名で提出します。

また、相続人が事業を引き継いで、青色申告（Q20参照）を行う場合には、青色申告承認の申請が必要となり、消費税についても届出等注意する必要があります。

Q49

遺留分とはどのようなものですか。

遺留分とは民法により相続人に保障されている最低限の相続分をいいます。

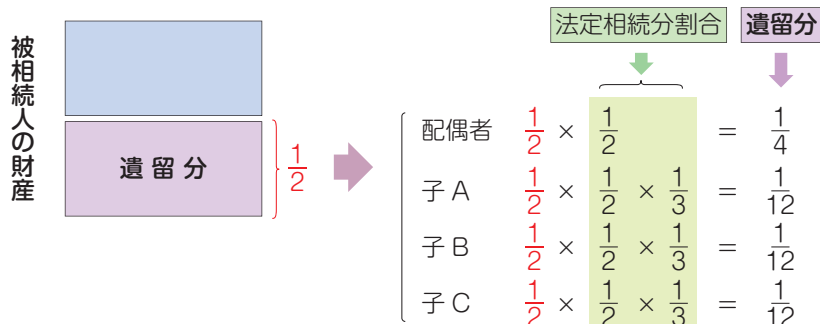
その割合は、(1) 相続人が親・祖父母のみの場合は、財産の1/3

(2) 配偶者のみ、子のみ、配偶者と親・配偶者と子の場合は、1/2

なお、兄弟姉妹には遺留分はありません。

遺言をする場合は、相続人の遺留分についても配慮が必要です。

例) 相続人が配偶者と子供3人の場合の各相続人の遺留分



税理士はすべての税の相談に応じます。相続税の申告手続きだけでなく、事前の相談こそが「転ばぬ先の杖」といえるでしょう。



◆相続税の計算は？

Q50

相続税はどのように計算されるのでしょうか。

具体的に相続税の計算をしてみましょう。

夫（被相続人）は平成28年1月に死亡
相続人は、妻、長男、長女の3人
● 遺産の内訳は右のとおり

①正味の遺産額

1億5,600万円－800万円＝1億4,800万円

②遺産に係る基礎控除額

3,000万円＋(600万円×3人)＝4,800万円

③課税遺産総額

(正味の遺産額) (基礎控除額)
1億4,800万円－4,800万円＝1億円

④法定相続分で按分

1億円× $\frac{1}{2}$ ＝5,000万円(妻)

1億円× $\frac{1}{2}$ × $\frac{1}{2}$ ＝2,500万円(長男、長女)

⑤相続税の総額の計算

5,000万円×20%－200万円＝800万円(妻)

2,500万円×15%－50万円＝325万円(長男、長女)

800万円＋325万円×2＝1,450万円

⑥各人の相続税額 (例：法定相続分どおり遺産を分割した場合)

1,450万円× $\frac{1}{2}$ ＝725万円(妻)

1,450万円× $\frac{1}{4}$ ＝362.5万円(長男、長女)

⑦税額控除の計算

配偶者の税額軽減 $1,450万円 \times \frac{7,400万円}{1億4,800万円} = 725万円$

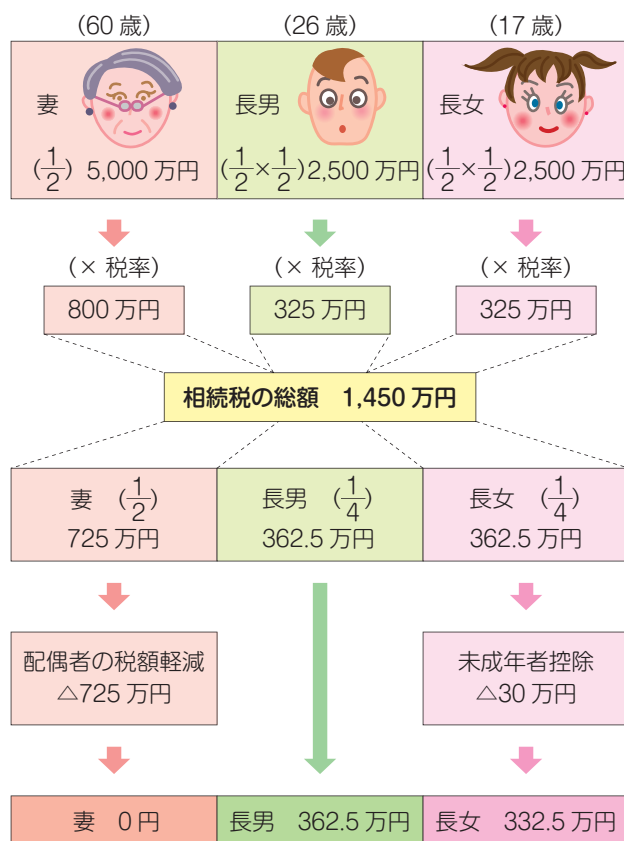
未成年者控除 10万円×3年(20歳－17歳)＝30万円

⑧納める税金の合計

妻0円＋長男362.5万円＋長女332.5万円＝695万円

(遺産の内訳)

現金・預金・株式	5,000万円
土地・建物(小規模宅地等の特例適用後)	6,000万円
生命保険金 5,000万円－1,500万円	3,500万円
(500万円×3人＝1,500万円は非課税)	
死亡退職金 2,000万円－1,500万円	500万円
(500万円×3人＝1,500万円は非課税)	
その他	600万円
遺産総額	1億5,600万円
債務(借入金)	△500万円
葬式費用	△300万円
正味の遺産額	1億4,800万円



ひとくちメモ

相続時精算課税制度を適用した場合には、贈与財産の価額も、遺産額に加算して計算することになります(Q37参照)。

(1) 相続税の速算表

区分	1,000万円以下	3,000万円以下	5,000万円以下	1億円以下	2億円以下	3億円以下	6億円以下	6億円超
税率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控除額	—	50万円	200万円	700万円	1,700万円	2,700万円	4,200万円	7,200万円

(2) 相続税額の2割加算

- ①親、子、配偶者以外の方が相続等により財産を取得した場合には、相続税額にその税額の2割を加算します。

(3) 相続税額の控除

①配偶者の税額軽減

残された配偶者の生活の保障や、財産形成などへの貢献を配慮した規定です。

その相続した財産が、配偶者の法定相続分相当額以下、又は1億6,000万円までの金額については、相続税がかかりません。

②未成年者控除

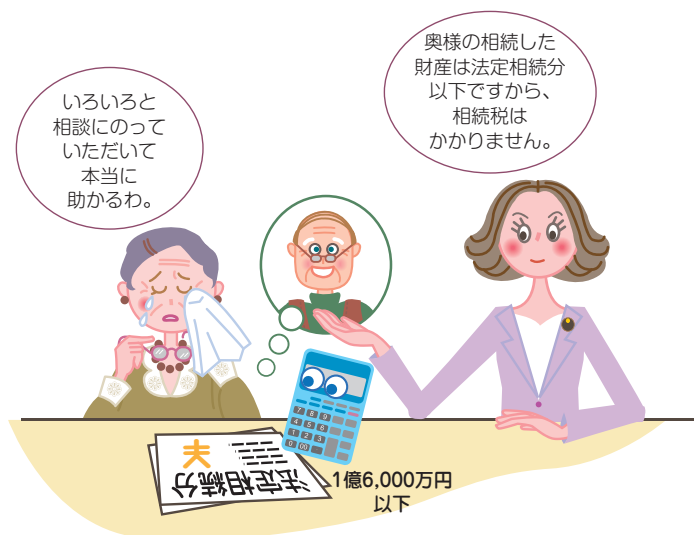
相続人の年齢が20歳未満のときは、20歳に達するまで、1年につき10万円が相続税額から控除されます。

③障害者控除

相続人が障害者に該当するときは、85歳に達するまで、1年につき10万円（特別障害者20万円）が相続税額から控除されます。

④贈与税額控除

相続開始前3年以内の贈与財産の価額（贈与の時の価額）は相続財産の価額に加算し、その贈与により支払った贈与税額は相続税額から控除されます。



ひとくちメモ

特例の適用と相続税の申告義務

配偶者の税額軽減や小規模宅地等の減額などの特例を適用した場合には、税額は0円となっても**必ず**相続税の申告書の提出が必要となります。

 詳しくは税理士にご相談ください。

Q51

相続税を一度に納付することができません。どうしたらよいですか。

相続税は金銭で一度に納めるのが原則ですが、それが困難な場合には、分割払いの**延納**や相続で取得した財産で**物納**することもできます。ただし、税務署に申請し、許可を受けなければなりません。

申請には多くの関係書類が必要になりますので、税理士に事前に相談して確認してください。

Q52

相続税がかかる財産と、かからない財産を教えてください。

	区 分	具 体 的 内 容
相続税がかかる財産	本来の相続財産となるもの	被相続人の死亡の日に所有していた現金・銀行預貯金・株式・公社債・貸付信託・土地・建物・事業用財産・家庭用財産・ゴルフ会員権などの一切の財産
	相続財産とみなされるもの	被相続人の死亡に伴い支払われる退職金や生命保険金
	相続財産に加算されるもの	相続人が相続開始前3年以内に被相続人から贈与を受けた財産。ただし、贈与税の配偶者控除・住宅取得資金の非課税の特例を受けた財産については、加算されません。
かからない財産	非課税財産	①墓所・霊びょう、仏壇・祭具など ②生命保険金のうち次の金額まで 500万円 × 法定相続人の数 ③死亡退職金のうち次の金額まで 500万円 × 法定相続人の数
控除するもの	債務・葬儀費用	未払いの税金や借入金などの債務、通夜や葬儀にかかった費用は、相続財産から控除できます。ただし、香典返しにかかった費用・墓地購入代金などは、相続財産から控除されません。

Q53

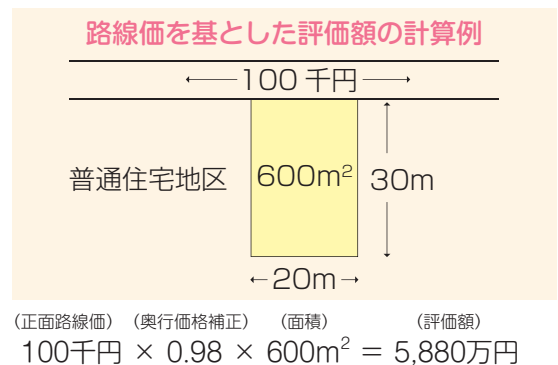
土地・建物はどのように評価されますか。

(1) 宅地等

- ・ 宅地を相続した時の評価額は、相続税評価額となります。宅地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があります。

市街地の大部分で使われる路線価方式は、その土地の面している道路に1㎡当たりの評価額が付されており、この評価額に面積を掛けて計算する方法です。

宅地等は、その立地や形状、利用状態などにより、評価額の補正を行う場合があります。



- ・ 被相続人やその人と生計を一にしていた親族が利用していた宅地については、宅地の種類により80%又は50%評価額が減額される小規模宅地の減額の特例があります。

この特例は、最大330㎡まで適用されます。しかし、この特例を受ける宅地に関して、遺産分割が成立していないと適用を受けることはできません。

(2) 建物

建物の固定資産税評価額が相続税評価額となります。アパートや貸家など賃貸している建物については、借家権相当額を減額して計算します。

詳しくは税理士にご相談ください。

相続税の申告・納付までのタイムスケジュール

相続は、肉親の突然の死亡・葬儀・その他の行事が取り込み、相続税の申告期限まで短く感じるものです。申告手続きは、できるだけ早めに、相続人全員の協力のもとに円滑に進めるようにしましょう。



遺産分割の
ときには納税
資金についても
考慮すべき
ですね！

申告に必要な添付書類

- ①戸籍謄本、除籍謄本
- ②遺言書、遺産分割協議書のコピー
- ③相続人全員の印鑑証明書
- ④預貯金・借入金等の残高証明書など
- ⑤不動産の登記事項証明書、地積測量図又は公図のコピー
- ⑥固定資産評価証明書など



税理士は税務の専門家です。
相続対策はもちろん、相続税の納税方法
や遺族の生活設計等、
早めにご相談ください。

税理士はあなたの頼れるパートナー

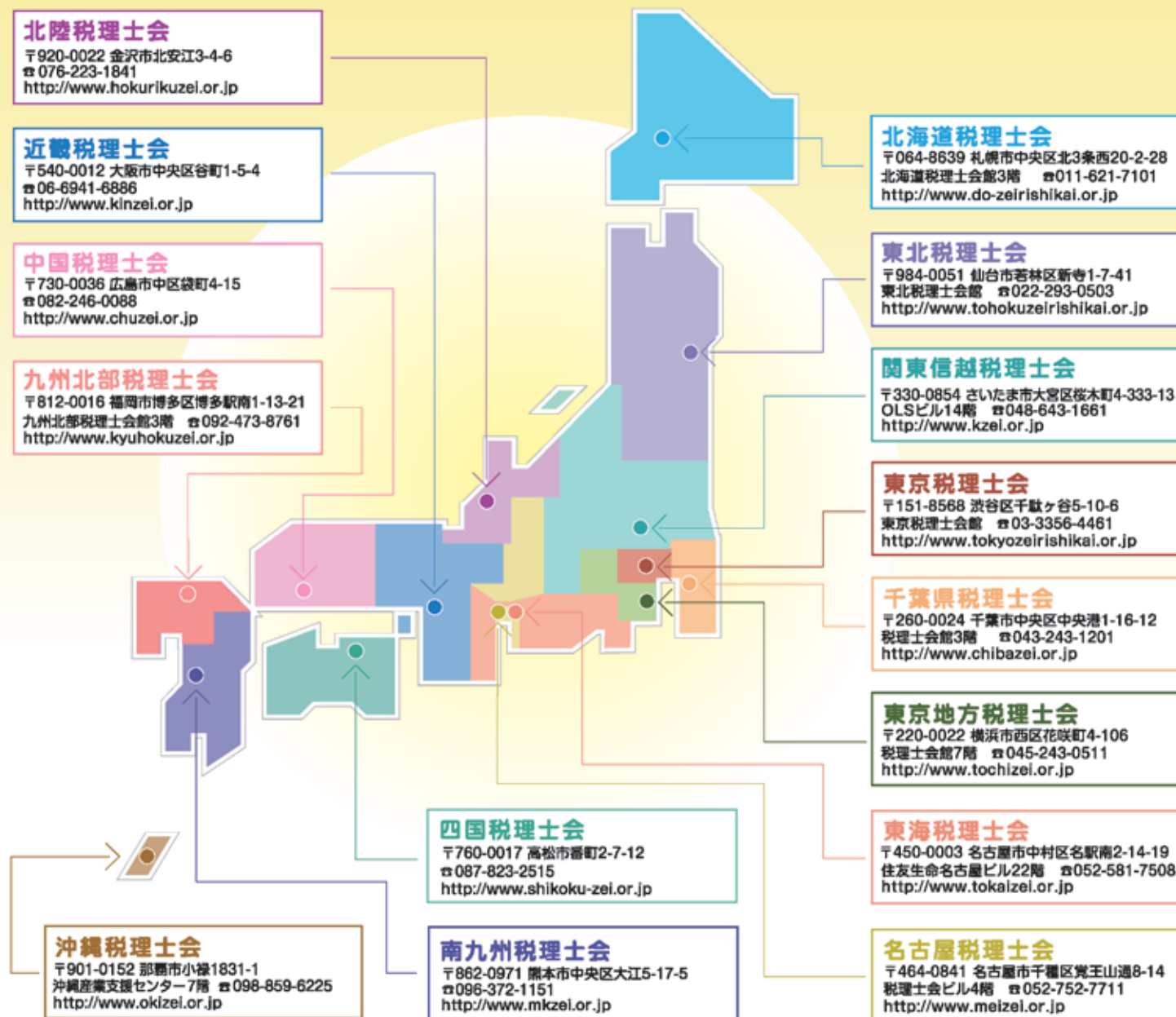
税金は、私たちが働いて得た収入や、大切な財産にいろいろな形で深くかかわっています。

いまや、私たちの生活は税金を無視して考えることはできなくなっています。

税法を知らないことにより、思わぬ不利益を被ることが数多くあります。

そんなことがないように、いつでも気軽に税理士にご相談ください。

税理士は「あなたの頼れるパートナー」です。



【税理士でない人は税理士の仕事はできません】

税理士は、日本税理士会連合会が備える税理士名簿に登録し、同時に税理士事務所所在地の税理士会に入会することとなっています。

したがって、この入会手続きをしていない人は税理士業務はできません。税理士でない人が税理士業務を行えば、法律で罰せられます。また、税理士でない人は、不当な報酬を請求したり、納税者に思わぬ損害を与えたりすることがありますので、十分にご注意ください。

税理士のことについては、お近くの税理士会にお問い合わせください。

税理士は、税理士証票を持ち、バッジをつけています。



信頼のバッジ

“秘密は守られます”

暮らしの中には様々な税金問題が生じてきます。税理士は仕事上で知った秘密を守る義務があります。

この義務は、税理士をやめたのちでも続きます（税理士法第38条）。安心してご相談ください。

日本税理士会連合会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館8階 TEL: 03 (5435) 0931 FAX: 03 (5435) 0941
●ホームページ <http://www.nichizeiren.or.jp>

「やさしい税金教室」は、日本税理士会連合会ホームページにも掲載されています。